

離島等供給約款変更届出書

2022年4月1日

北陸電力送配電株式会社

離島等供給約款変更届出書

託 字 第 2 号

2022年4月1日

経済産業大臣 萩生田 光一 殿

富山市牛島町15番1号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長 水野 弘一

電気事業法第21条第1項の規定により、次のとおり離島等供給約款を変更したいので届け出ます。

変更の内容	別紙 離島等供給約款のとおりであります。
実施期日	2022年4月12日

別 紙

離 島 等 供 給 約 款

2022年4月12日実施

 北陸電力送配電株式会社

離島等供給約款

[低圧用]

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 離島等供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	3
II 契 約 の 申 込 み	4
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	7
10 供 給 の 開 始	7
11 供 給 の 単 位	7
12 承 諾 の 限 界	8
13 需給契約書の作成	8
III 契 約 種 別 等 お よ び 料 金	9
14 契 約 種 別	9
15 定 額 電 灯	10
16 従 量 電 灯	11
17 時 間 帯 別 電 灯	16
18 季 節 別 時 間 帯 別 電 灯 I	21
19 季 節 別 時 間 帯 別 電 灯 II	27
20 高 負 荷 率 電 灯	33
21 臨 時 電 灯	35
22 公 衆 街 路 灯	38
23 低 圧 電 力	42
24 低 圧 電 力 II	45

25	低圧季節別時間帯別電力	46
26	臨時電力	48
27	農事用電力	50
28	深夜電力	54
29	ホワイトプラン電力	61
30	低圧蓄熱調整契約	70
31	蓄熱ピーク時間調整契約	72
IV	料金の算定および支払い	74
32	料金の適用開始の時期	74
33	検針日	74
34	料金の算定期間	74
35	使用電力量の計量	75
36	料金の算定	78
37	日割計算	79
38	料金の支払義務および支払期日	79
39	料金その他の支払方法	80
40	延滞利息	82
41	保証金	83
V	使用および供給	84
42	適正契約の保持	84
43	力率の保持	84
44	需要場所への立入りによる業務の実施	84
45	電気の使用にともなうお客さまの協力	85
46	供給の停止	85
47	供給停止の解除	87
48	供給停止期間中の料金	87
49	違約金	87
50	供給の中止または使用の制限もしくは中止	87
52	制限または中止の料金割引	88
52	損害賠償の免責	89
53	設備の賠償	89

VI	契約の変更および終了	90
5 4	需給契約の変更	90
5 5	名義の変更	90
5 6	需給契約の廃止	90
5 7	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および 工事費の精算	90
5 8	解約等	92
5 9	需給契約消滅後の債権債務関係	93
VII	供給方法および工事	94
6 0	需給地点および施設	94
6 1	架空引込線	94
6 2	地中引込線	95
6 3	接続引込線等	96
6 4	中高層集合住宅等への供給方法	97
6 5	引込線の接続	97
6 6	計量器等の取付け	97
6 7	電流制限器等の取付け	98
6 8	専用供給設備	98
VIII	工事費の負担	100
6 9	一般供給設備の工事費負担金	100
7 0	特別供給設備の工事費負担金	102
7 1	供給設備を変更する場合の工事費負担金	102
7 2	特別供給設備等の工事費の算定	103
7 3	工事費負担金の申受けおよび精算	104
7 4	臨時工事費	105
7 5	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	106
IX	保安	107
7 6	保安の責任	107
7 7	調査	107
7 8	調査等の委託	107

7 9	調査に対するお客さまの協力	107
8 0	保安に対するお客さまの協力	108
8 1	検査または工事の受託	108
8 2	自家用電気工作物	109
附	則	110
別	表	113

I 総 則

1 適 用

(1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は、この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。

(2) この離島約款は、当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。

石川県：舳倉島

2 離島等供給約款の届出および変更

(1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。

(2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 低 圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(2) 高 圧

標準電圧6,000ボルトをいいます。

(3) 電 灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

- (5) 動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であつて、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
- (9) 契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。
- (10) 契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。
- (11) 夏季
毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。
- (12) その他季
毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- (13) 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
- (14) 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。
- (15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、臨時電力または農事用電力Aについては、23（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。また、農事用電力Bで契約負荷設備の総入力が0.5キロワット以下となる場合またはホワイトプラン電力Ⅲもしくはホワイトプラン電力Ⅳで契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備があり電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計が0.5キロワット以下となる場合は、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法、低圧蓄熱調整契約の適用および蓄熱ピーク時間調整契約の適用

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力ならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合

の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入りにくい区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものとしたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものとしたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1需要場所とすることができます。

- (4) (1)に定める1構内、(2)に定める1建物または(3)ニに定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所としたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、44（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、44（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別（(2)の場合は、2 契約種別といたします。）とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力、深夜電力Aおよび深夜電力Bのうちの1 契約種別、深夜電力C、深夜電力D、ホワイトプラン電力Iおよびホワイトプラン電力IIのうちの1 契約種別、ホワイトプラン電力IIIおよびホワイトプラン電力IVのうちの1 契約種別

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯、従量電灯のうちの1 契約種別、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯I、季節別時間帯別電灯IIまたは高負荷率電灯と低圧電力、低圧電力IIまたは低圧季節別時間帯別電力とをあわせて契約する場合

- (3) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適当と認めたとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

- (2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 63（接続引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別等および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契約種別	
電 灯 需 要	定額電灯	
	従量電灯	A
		B
		C
	時間帯別電灯	
	季節別時間帯別電灯Ⅰ	
	季節別時間帯別電灯Ⅱ	
	高負荷率電灯	
	臨時電灯	A
		B
		C
	公衆街路灯	A
		B
電 力 需 要	低圧電力	
	低圧電力Ⅱ	
	低圧季節別時間帯別電力	
	臨時電力	
	農事用電力	A
		B
	深夜電力	A
		B
		C
		D
	ホワイトプラン電力	Ⅰ
		Ⅱ
		Ⅲ
Ⅳ		

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	59円40銭
---------	--------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

10ワットまでの1灯につき	52円60銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	85円35銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	149円81銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	215円37銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	345円37銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	345円37銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	148円90銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	246円13銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	246円13銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用

いたします。

(イ) 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。）が5アンペア以下であること。

(ロ) 定額電灯を適用できないこと。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は，5アンペアといたします。

(ロ) 当社は，契約電流に応じて，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし，お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には，当社は，電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は，その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の8キロワット時まで	181円30銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	17円84銭

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で，次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

- (イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃

料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	242円00銭
契約電流 15 アンペア	363円00銭
契約電流 20 アンペア	484円00銭
契約電流 30 アンペア	726円00銭
契約電流 40 アンペア	968円00銭
契約電流 50 アンペア	1,210円00銭
契約電流 60 アンペア	1,452円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円84銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円73銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円44銭

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	181円30銭
---------	---------

(3) 従量電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用

いたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

(イ) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の6キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

(ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(イ)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	242円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円84銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円73銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円44銭

17 時間帯別電灯

(1) 適用範囲

16（従量電灯）の適用範囲に該当し、(4)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要に適用いたします。

なお、「昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

イ 契約容量は、原則として従量電灯Cに準じて定めます。

ただし、お客さまが希望され、かつ、当社の電流制限器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{電流制限器の定格電流 (アンペア)} \times 100 \text{(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、16（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

また、お客さまが希望され、かつ、電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められる場合は、契約容量は、その制限される電流値にもとづき次の算式によって算定いたします。

$$\begin{array}{l} \text{入 力} \\ \text{(キロボルト} \\ \text{アンペア)} \end{array} = \text{制限される電流 (アンペア)} \times 100 \text{(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

ロ 別表10（夜間蓄熱式機器等）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）のうち別表10（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(イ)に定める夜間蓄熱式機器を使用される場合は、イにかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に0.4を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{(イ)によってえた値} + \text{(ロ)によってえた値} \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち別表10（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(イ)に定める夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ただし、お客さまが希望され、かつ、別表10（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(イ)に定める夜間蓄熱式機器以外の機器について、当社の電流制限器または電流を制限する計量器を取り付けることが適当と認められるときは、イに準じて算定いたします。

(ロ) 契約負荷設備のうち別表10（夜間蓄熱式機器等）(1)イ(イ)に定める夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、お客さまが35（使用電力量の計量）(7)ロにより夜間蓄熱式機器を使用される場合で、別表11（通電制御型電気温水器）に定める通電開始時刻が制御可能な電気温水器（以下「通電制御型電気温水器」といいます。）または別表12（通電制御型電気暖房器）に定める通電開始時刻が制御可能な電気暖房器（以下「通電制御型電気暖房器」といいます。）を使用されるとき料金は、基本料金および電力量料金の合計から、ハによって算定された5時間通電機器割引額、ニによって算定された通電制御型電気温水器割引額またはホによって算定された通電制御型電気暖房器割引額を差し引いたものに、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額

を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1, 210円00銭
---------	------------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1, 650円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	242円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

最初の90キロワット時までの1キロワット時につき	21円86銭
90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時につき	27円08銭
230キロワット時をこえる1キロワット時につき	29円25銭

(ロ) 夜間時間

1キロワット時につき	7円78銭
------------	-------

ハ 5時間通電機器割引額

5時間通電機器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の5時間通電機器割引額は、半額といたします。

5時間通電機器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	154円00銭
------------------------------	---------

なお、5時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 通電制御型電気温水器割引額

通電制御型電気温水器割引額は、1月につき次によって算定された金額とい

たします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気温水器割引額は、半額といたします。

通電制御型電気温水器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	154円00銭
---------------------------------	---------

なお、通電制御型電気温水器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ 通電制御型電気暖房器割引額

通電制御型電気暖房器割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の通電制御型電気暖房器割引額は、半額といたします。

通電制御型電気暖房器の総容量（入力）1キロボルトアンペアにつき	88円00銭
---------------------------------	--------

なお、通電制御型電気暖房器の総容量（入力）の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ヘ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からハ、ニまたはホによって算定された5時間通電機器割引額、通電制御型電気温水器割引額または通電制御型電気暖房器割引額を差し引いてえた金額が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	275円90銭
---------	---------

(6) その他

イ (5)ハの適用を受ける夜間蓄熱式機器については、(5)ニまたはホは適用いたしません。

ロ 昼間時間における料金適用上の電力量区分、5時間通電機器割引額、通電制御型電気温水器割引額および通電制御型電気暖房器割引額の日割計算は、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロによるものといたします。

なお、5時間通電機器、通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外されたことにより料金に変更があつ

た場合は、5時間通電機器割引額、通電制御型電気温水器割引額および通電制御型電気暖房器割引額は、日割計算をいたします。

ハ 通電制御型電気温水器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型電気温水器割引額、ならびに通電制御型電気暖房器の取り付けまたは取り替えをされた場合の通電制御型電気暖房器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器であることを確認した日以降の料金についてそれぞれ適用いたします。

ニ 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ホ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

ヘ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

18 季節別時間帯別電灯 I

(1) 適用範囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

(イ) 夜間蓄熱式機器を使用し、かつ、その総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。

(ロ) (4)に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯に変更された後1年に満たないお客さまについては、イにかかわらず、この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。

(4) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	3,080円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	308円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

なお、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	2 4 円 3 9 銭	2 2 円 2 2 銭

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	7 円 9 1 銭
-------------	-----------

(6) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅱまたは高負荷率電灯に契約種別を変更することはできません。

(7) エルフVプラン（200ボルト電化契約）

需要場所における給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要で、お客さまが希望され、当社との協議が整った場合の料金は、(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフVプラン割引額を差し引いたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合、需要場所における給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは、原則として、いずれの小型機器も定格電圧が200ボルトで使用され、かつ、その定格電圧200ボルトで使用される小型機器の総容量（入力）が10キロボルトアンペア以上の需要（以下「200ボルト電化需要」といいます。）をいいます。

なお、(8)または(9)とあわせて適用を受けることはできません。

イ エルフVプラン割引額

エルフVプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたしま

す。ただし、次によって算定された金額がロに定めるエルフVプラン割引上限額を上回る場合のエルフVプラン割引額は、ロに定めるエルフVプラン割引上限額といたします。

エルフVプラン割引額＝割引対象額×10パーセント

なお、この場合、割引対象額は、(5)ロによって算定された金額といたします。

ロ エルフVプラン割引上限額

1 契約につき	3,300円00銭
---------	-----------

ハ その他の取扱い

その他の取扱いについては、次のとおりといたします。

- (イ) エルフVプラン（200ボルト電化契約）の適用を受けた後1年に満たないお客さまについては、原則として、エルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）またはエルフSプラン（電化給湯厨房契約）を適用いたしません。
- (ロ) 専用の屋内電路に直接接続され、かつ、建物の構造耐力上主要な部分と一体性を有していると認められる定格電圧100ボルトの小型機器については、定格電圧200ボルトの小型機器とみなします。
- (ハ) 当社は、200ボルト電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。
- (ニ) 給湯設備、厨房設備および冷暖房設備の定格電圧200ボルトで使用される小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (ホ) お客さまが当社に通知をされずに200ボルト電化需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、49（違約金）に準じて算定するものといたします。
- (ヘ) エルフVプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が200ボルト電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (ト) 36（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算を行なうときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(8) エルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）

200ボルト電化需要で、お客さまが希望され、当社との協議が整った場合の毎年11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの料金は、(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフVあったかプラン割引額を差し引いたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、毎年4月の検針日から11月の検針日の前日までの料金は、(5)によって算定された料金の場合の金額といたします。

なお、(7)または(9)とあわせて適用を受けることはできません。

イ エルフVあったかプラン割引額

エルフVあったかプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定めるエルフVあったかプラン割引上限額を上回る場合のエルフVあったかプラン割引額は、ロに定めるエルフVあったかプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフVあったかプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 20\text{パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、(5)ロによって算定された金額といたします。

ロ エルフVあったかプラン割引上限額

1 契約につき	7,920円00銭
---------	-----------

ハ その他の取扱い

その他の取扱いについては、次に定める場合を除き、(7)ハに準ずるものといたします。

(イ) エルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）の適用を受けた後1年に満たないお客さまについては、原則として、エルフVプラン（200ボルト電化契約）またはエルフSプラン（電化給湯厨房契約）を適用いたしません。

(ロ) エルフVあったかプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が200ボルト電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(9) エルフSプラン（電化給湯厨房契約）

需要場所における給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需

要で、お客さまが希望され、当社との協議が整った場合の料金は、(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフSプラン割引額を差し引いたものに別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。この場合、給湯設備および厨房設備の熱源をそれぞれ電気でまかなう需要とは、いずれの小型機器も定格電圧が200ボルトで使用される需要（以下「電化給湯厨房需要」といいます。）をいいます。

なお、(7)または(8)とあわせて適用を受けることはできません。

イ エルフSプラン割引額

エルフSプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定めるエルフSプラン割引上限額を上回る場合のエルフSプラン割引額は、ロに定めるエルフSプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフSプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 5 \text{ パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、(5)ロによって算定された金額といたします。

ロ エルフSプラン割引上限額

1 契約につき	1,650円00銭
---------	-----------

ハ その他の取扱い

その他の取扱いについては、次のとおりといたします。

- (イ) エルフSプラン（電化給湯厨房契約）の適用を受けた後1年に満たないお客さまについては、原則として、エルフVプラン（200ボルト電化契約）またはエルフVあったかプラン（200ボルト電化契約）を適用いたしません。
- (ロ) 当社は、電化給湯厨房需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。
- (ハ) 給湯設備および厨房設備の定格電圧200ボルトで使用される小型機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。
- (ニ) お客さまが当社に通知をされないで電化給湯厨房需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。

なお、この場合の違約金は、49（違約金）に準じて算定するものいたします。

(ホ) エルフSプラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化給湯厨房需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ハ) 36（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算を行なうときは、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

(10) その他

イ エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算は、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロによるものいたします。

ロ 35（使用電力量の計量）(7)イおよびロの場合の電気の供給をしゃ断する装置は、66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものいたします。

ハ VIII（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したのものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものいたします。

ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものいたします。

19 季節別時間帯別電灯Ⅱ

(1) 適用範囲

イ 従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

(イ) 夜間蓄熱式機器を使用し、かつ、その総容量（入力）が1キロボルトアンペア以上であること。

(ロ) (4)に定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

ロ この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰまたは高負荷率電灯に変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方

式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、時間帯別電灯に準じて定めます。

(4) 時間帯区分および休日等

イ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ただし、ロに定める日の該当する時間を除きます。

(ロ) 朝夕時間

ロに定める日以外の毎日午前8時から午前10時までおよび午後5時から午後10時までの時間ならびにロに定める日の午前8時から午後10時までの時間をいいます。

(ハ) 夜間時間

昼間時間および朝夕時間以外の時間をいいます。

ロ 休日等は、次の日といたします。

(イ) 日曜日

(ロ) 1月1日、1月の第2月曜日、2月11日、4月29日、5月3日、5月4日、5月5日、7月の第3月曜日、9月の第3月曜日、10月の第2月曜日、11月3日、11月23日および12月23日

(ハ) 各年ごとに定める次の日

2022年	9月23日
2023年	3月21日、9月23日
2024年	3月20日、9月22日
2025年	3月20日、9月23日
2026年	3月20日、9月22日、9月23日
2027年	3月21日、9月23日
2028年	3月20日、9月22日
2029年	3月20日、9月23日
2030年	3月20日、9月23日
2031年	3月21日、9月23日
2032年	3月20日、9月22日

(ニ) (ロ)または(ハ)に定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近い(ロ)または(ハ)でない日

(ホ) 1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,210円00銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,650円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	242円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	33円91銭	30円88銭

(ロ) 朝夕時間

1キロワット時につき	21円54銭
------------	--------

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	7円91銭
------------	-------

(6) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によりま
す。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日
以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約
は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間
帯別電灯Ⅰまたは高負荷率電灯に契約種別を変更することはできません。

(7) エルフVプラン（200ボルト電化契約）

200ボルト電化需要で、お客さまが希望され、当社との協議が整った場合の料
金は、(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイ
によって算定されたエルフVプラン割引額を差し引いたものに別表1（再生可能
エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促
進賦課金を加えた金額といたします。

なお、(8)または(9)とあわせて適用を受けることはできません。

イ エルフVプラン割引額

エルフVプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたしま
す。ただし、次によって算定された金額がロに定めるエルフVプラン割引上限
額を上回る場合のエルフVプラン割引額は、ロに定めるエルフVプラン割引上
限額といたします。

$$\text{エルフVプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 10\text{パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、夏季については朝夕時間および夜間時間、
その他季については昼間時間、朝夕時間および夜間時間に使用されたその1月
の電力量に(5)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ エルフVプラン割引上限額

1 契約につき	3,300円00銭
---------	-----------

ハ その他の取扱いについては、季節別時間帯別電灯 I に準ずるものといたします。

(8) エルフVあったかプラン (200ボルト電化契約)

200ボルト電化需要で、お客さまが希望され、当社との協議が整った場合の毎年11月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの料金は、(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフVあったかプラン割引額を差し引いたものに別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、毎年4月の検針日から11月の検針日の前日までの料金は、(5)によって算定された料金の場合の金額といたします。

なお、(7)または(9)とあわせて適用を受けることはできません。

イ エルフVあったかプラン割引額

エルフVあったかプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定めるエルフVあったかプラン割引上限額を上回る場合のエルフVあったかプラン割引額は、ロに定めるエルフVあったかプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフVあったかプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 20\text{パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、(5)ロによって算定された金額といたします。

ロ エルフVあったかプラン割引上限額

1 契約につき	7,920円00銭
---------	-----------

ハ その他の取扱いについては、季節別時間帯別電灯 I に準ずるものといたします。

(9) エルフSプラン (電化給湯厨房契約)

電化給湯厨房需要で、お客さまが希望され、当社との協議が整った場合の料金は、(5)イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計からイによって算定されたエルフSプラン割引額を差し引いたものに別表1 (再生可能エ

エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。

なお、(7)または(8)とあわせて適用を受けることはできません。

イ エルフSプラン割引額

エルフSプラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額がロに定めるエルフSプラン割引上限額を上回る場合のエルフSプラン割引額は、ロに定めるエルフSプラン割引上限額といたします。

$$\text{エルフSプラン割引額} = \text{割引対象額} \times 5 \text{ パーセント}$$

なお、この場合、割引対象額は、夏季については朝夕時間および夜間時間、その他季については昼間時間、朝夕時間および夜間時間に使用されたその1月の電力量に(5)ロの該当料金を適用して算定された金額の合計といたします。

ロ エルフSプラン割引上限額

1 契約につき	1, 650円00銭
---------	------------

ハ その他の取扱いについては、季節別時間帯別電灯Iに準ずるものといたします。

(10) その他

イ エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額の日割計算は、別表9(日割計算の基本算式)(1)ロによるものといたします。

ロ 35(使用電力量の計量)(7)イおよびロの場合の電気の供給をしゃ断する装置は、66(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

ハ VIII(工事費の負担)に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。

ニ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

20 高負荷率電灯

(1) 適用範囲

従量電灯の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

また、この契約種別から従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰまたは季節別時間帯別電灯Ⅱに変更された後1年に満たないお客さまについては、この契約種別を適用いたしません。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

(3) 契約主開閉器

契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	16,940円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	1,650円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	17円39銭	15円85銭

(6) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰまたは季節別時間帯別電灯Ⅱに契約種別を変更することはできません。

(7) その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

21 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって、1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	6円05銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	12円10銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	12円10銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	120円89銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	120円89銭

ニ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電流が40アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 契約電流

- (イ) 契約電流は、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- (ロ) 当社は、契約電流に応じて、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流10アンペアにつき	264円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	25円75銭
------------	--------

ニ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものといたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	264円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	25円75銭
------------	--------

ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準ずるものといたします。

22 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2

(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりいたします。

1 契約につき	53円90銭
---------	--------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりいたします。

10ワットまでの1灯につき	47円10銭
10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	76円55銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	135円51銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	195円57銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	313円47銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	313円47銭

b ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。)を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量(入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕に

よって換算するものいたします。) に応じ1月につき次のとおりいたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 3 6 円 8 0 銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	2 2 6 円 3 3 銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	2 2 6 円 3 3 銭

ハ その他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Aを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものいたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 契約容量が1キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）といたします。ただし、契約負荷設備の総容量が1キロボルトアンペア未満の場合は、1キロボルトアンペアと

いたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	220円00銭
-------------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	16円11銭
------------	--------

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

1 契約につき	164円80銭
---------	---------

ホ その 他

(イ) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて1需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯Bを適用することがあります。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Cに準

ずるものいたします。

23 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(i)の係数を乗じてえた値の合計に(ii)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表7

(契約容量および契約電力の算定方法)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表7(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額

といたします。

契約電力1キロワットにつき	1, 166円00銭
---------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	12円15銭	11円09銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

24 低圧電力Ⅱ

(1) 適用範囲

低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ただし、時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

また、この契約種別から低圧電力、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力またはホワイトプラン電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、低圧電力Ⅱを適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	990円00銭
---------------	---------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季および

その他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	1 8 円 9 0 銭	1 7 円 2 2 銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として低圧電力、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力またはホワイトプラン電力に契約種別を変更することはできません。

(5) そ の 他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

25 低圧季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

低圧電力の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

ただし、時報用または警報用のみに使用する場合等の需要は含みません。

また、この契約種別から低圧電力、低圧電力Ⅱ、深夜電力またはホワイトプラン電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、低圧季節別時間帯別電力を適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ ピーク時間

毎年7月1日から9月30日までの毎日午後1時から午後4時までの時間をい

います。

ロ その他時間

ピーク時間以外の時間をいいます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき最初の10キロワットまで	14,080円00銭
上記をこえる1キロワットにつき	1,408円00銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、ピーク時間に使用された電力量にはピーク時間料金を、その他時間に使用された電力量にはその他時間料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月にピーク時間を含む期間およびピーク時間を含まない期間がともに含まれる場合のその1月のピーク時間の使用電力量は、計量値を確認するときを除き、その1月の毎日午後1時から午後4時までの使用電力量をその1月に含まれるピーク時間を含む期間の日数およびピーク時間を含まない期間の日数の比であん分してえた値といたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	13円65銭
------------	--------

(ロ) その他時間

1 キロワット時につき	9 円 2 6 銭
-------------	-----------

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(5) 契約期間

契約期間は、7（需給契約の成立および契約期間）(2)にかかわらず、次によります。

イ 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 契約期間満了に先だって、原則として低圧電力、低圧電力Ⅱ、深夜電力またはホワイトプラン電力に契約種別を変更することはできません。

(6) その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

26 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電

力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

契約電力1キロワット1日につき	136円43銭
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき23（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、23（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といた

します。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	1 4 円 4 8 銭	1 3 円 2 1 銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) そ の 他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

27 農事用電力

(1) 農事用電力A（かんがい排水需要）

イ 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	5 1 7 円 0 0 銭
---------------	---------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1キロワット時につき	6 円 5 0 銭	5 円 9 5 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

ニ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 農事用電力B（育苗・栽培需要）

イ 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用する需要で、契約電力が50キロワット未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトまたは交流単相2線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

ニ 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(イ) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の30日までの次によって算定された金額とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものとい

たします。

契約電力 1 キロワットにつき	最初の30日まで	4, 173円54銭
	30日をこえる1日につき	139円12銭

(ロ) 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。また、1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（基本料金の1月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

a 基本料金

基本料金は、1月につき23（低圧電力）(5)イの該当料金（電気を使用する場合のものとなります。）の10パーセントを割増ししたものを適用いたします。

b 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比である分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	そ の 他 季 料 金
1 キロワット時につき	1 3 円 3 1 銭	1 2 円 1 5 銭

(ハ) 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

ホ その他

(イ) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) お客さまが希望される場合には、当社は、供給設備を常置しないことがあります。

(ニ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

28 深夜電力

(1) 深夜電力A

イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が0.5キロワット以下であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電力

契約電力は，0.5キロワットといたします。

ニ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し，直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社は，供給設備の状況により，イの使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし，契約上電気を使用できる時間（以下「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行ないません。
- (ニ) 契約使用時間以外の時間は，適当な装置を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

ホ 料 金

料金は，1月につき次の金額および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

1 契約につき	910円04銭
---------	---------

ヘ その他

- (イ) 契約使用時間を区分し，または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は，66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (ロ) その他の事項については，とくに定めのある場合を除き，低圧電力に準ずるものといたします。

(2) 深夜電力B

イ 適用範囲

毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とし、通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器を使用する場合の料金は、基本料金および電力量料金の合計から(ハ)によって算定された通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を差し引いたものに、別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えた金額といたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2

(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	264円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円78銭
------------	-------

(ハ) 通電制御型夜間蓄熱式機器割引額

通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の算式によって算定された金額といたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント}$$

$$\text{割引対象額} = (\text{イ})\text{の基本料金} + \text{その1月の使用電力量に(ロ)の該当料金を適用して算定された金額}$$

ただし、契約負荷設備に通電制御型夜間蓄熱式機器以外の負荷設備がある場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、次の算式によって算定いたします。

$$\text{通電制御型夜間蓄熱式機器割引額} = \text{割引対象額} \times 15\text{パーセント} \times \text{割引対象率}$$

$$\text{割引対象率} = \frac{\text{通電制御型夜間蓄熱式機器の負荷設備容量(入力)}}{\text{契約負荷設備容量の総容量(入力)}} \times 100$$

なお、割引対象率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ホ その他

(イ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り外され、または割引対象率に変更となったことにより、料金に変更があった場合は、日割計算をい

たします。

- (ロ) 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けまたは取り替えられた場合の通電制御型夜間蓄熱式機器割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が通電制御型夜間蓄熱式機器であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- (ハ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (ニ) 51（制限または中止の料金割引）によって割引を行なう場合は、通電制御型夜間蓄熱式機器割引額の割引対象額は、ニ(ハ)によって算定された割引対象額から51（制限または中止の料金割引）による割引額を差し引いたものといたします。
- (ホ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(3) 深夜電力C

イ 適用範囲

毎日午後10時から翌日の午前8時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

なお、この契約種別から低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力A、深夜電力B、深夜電力Dまたはホワイトプラン電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。

(ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	286円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	7円91銭
------------	-------

ホ その他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をシャ断する装置は、66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) 深夜電力D

イ 適用範囲

毎日午前1時から午前6時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であり、かつ、お客さまが1年を通じてこの契約種別の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

なお、この契約種別から低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力A、深夜電力B、深夜電力Cまたはホワイトプラン電力に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として契約電力の増加をとまなわない限り、適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1キロワット以上といたします。

ハ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (ニ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2

(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	198円00銭
---------------	---------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	6円39銭
------------	-------

ホ その他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、66(計量器等の取付け)(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

29 ホワイトプラン電力

(1) ホワイトプラン電力I

イ 適用範囲

毎日午後4時から翌日の午前11時までの時間を限り、融雪または暖房のために毎年、一定期間を限り、2月以上継続して使用する電熱需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお、この契約種別から低圧電力、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、ホワイトプラン電力Ⅱ、ホワイトプラン電力Ⅲまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3

相 3 線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力とし、1キロワット以上といたします。

ホ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、2月を下回らないものといたします。
- (ニ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (ホ) 契約使用时间以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。また、契約使用时间以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ヘ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の2月まで	1,298円00銭
	2月超過	484円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	9円57銭
------------	-------

ト その他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(2) ホワイトプラン電力Ⅱ

イ 適用範囲

毎日午後4時から翌日の午前11時までの時間を限り、融雪または暖房のために毎年、一定期間を限り、2月以上継続して使用する電熱需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお、この契約種別から低圧電力、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、ホワイトプラン電力Ⅰ、ホワイトプラン電力Ⅲまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルト、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力とし、1キロワット以上といたします。

ホ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。
ただし、継続して使用する期間は、2月を下回らないものといたします。
- (ニ) 当社は、供給設備の状況により、イの使用開始時刻を変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行ないません。
- (ホ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。

ヘ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の2月まで	440円00銭
	2月超過	220円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	17円15銭
------------	--------

ト その他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(3) ホワイトプラン電力Ⅲ

イ 適用範囲

毎日午前11時から午前12時および午後1時から午後4時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り、融雪、暖房および造雪のために毎年、一定期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお、この契約種別から低圧電力、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、ホワイトプラン電力Ⅰ、ホワイトプラン電力Ⅱまたはホワイトプラン電力Ⅳに変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として適用いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ハ 供給条件

(イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(ハ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また、あらかじめ申出

があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3月を下回らないものといたします。

(ニ) 当社は、供給設備の状況により、イの時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。

(ホ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をシャ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をシャ断する装置が取り付けられている場合には、当社はシャ断する装置を取り付けないことがあります。

(ハ) 当社は、契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別な事情がある場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	2,068円00銭
	3月超過	605円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	1 0 円 3 2 銭
-------------	-------------

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ホ その他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をしゃ断する装置は、66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) ホワイトプラン電力Ⅳ

イ 適用範囲

毎日午前11時から午前12時および午後1時から午後4時までの時間帯のうちの2時間を除いた22時間に限り、融雪、暖房および造雪のために毎年、一定期間を限り、3月以上継続して動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

なお、この契約種別から低圧電力、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力、深夜電力、ホワイトプラン電力Ⅰ、ホワイトプラン電力Ⅱまたはホワイトプラン電力Ⅲに変更された後1年に満たないお客さまについては、原則として適用

いたしません。

ロ 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について23（低圧電力）(4)イに準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

ハ 供給条件

- (イ) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (ロ) 専用の電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (ハ) 契約使用期間をあらかじめ設定していただきます。また、あらかじめ申出があった場合に限り、短縮または延長の取扱いをいたします。ただし、継続して使用する期間は、3月を下回らないものといたします。
- (ニ) 当社は、供給設備の状況により、イの時間帯を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、この場合においても、時間帯の延長または短縮は行ないません。
- (ホ) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしゃ断いたします。また、契約使用時間以外の時間に電気の供給をしゃ断しない場合は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。ただし、お客さまにおいて契約使用時間以外の時間をしゃ断する装置が取り付けられている場合には、当社はしゃ断する装置を取り付けないことがあります。
- (ヘ) 当社は、契約使用時間以外の時間をあらかじめ設定いたします。ただし、お客さまに特別な事情がある場合は、お客さまと当社との協議によって定めます。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された

平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニ
 によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

また、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が
 0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本
 料金の半額といたします。

契約電力1キ ワットにつき	契約使用期間の最初の3月まで	1,199円00銭
	3月超過	517円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	24円54銭
------------	--------

(ハ) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表5（加重平均力率の算定）
 により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5
 パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント
 割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表6（進相用コンデン
 サ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあ
 るものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセン
 ト、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみな
 します。

ホ その他

(イ) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給をし
 や断する装置は、66（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱
 うものといたします。

(ロ) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置
 を行なうことがあります。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ず
 るものといたします。

30 低圧蓄熱調整契約

(1) 適用範囲

23（低圧電力）、24（低圧電力Ⅱ）または25（低圧季節別時間帯別電力）として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、(2)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行ができる需要に適用いたします。

(2) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

(3) 料 金

各月の料金は、低圧電力、低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

また、お客さまと当社との協議によって、蓄熱割引額を算定する期間を定めることがあります。

イ 蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その1月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

(イ) 低圧電力または低圧電力Ⅱとして電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\begin{array}{l} \text{低圧電力または低圧} \\ \text{電力Ⅱの夏季料金単価} \\ \text{またはその他季料金} \\ \text{単価} \end{array} - \frac{\text{この}}{\text{蓄熱単価}} \right) \times \begin{array}{l} \text{その1月の} \\ \text{蓄熱電力量} \end{array}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力または低圧電力Ⅱの夏季料金単価を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力または低圧電力Ⅱのその他季料金単価をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その1月の蓄熱電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といた

します。

(ロ) 低圧季節別時間帯別電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \left(\begin{array}{l} \text{低圧季節別時間帯別電} \\ \text{力のその他時間料金} \\ \text{単価} \end{array} - \begin{array}{l} \text{この} \\ \text{蓄熱単価} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{その1月の} \\ \text{蓄熱電力量} \end{array}$$

ロ 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、35（使用電力量の計量）(6)により計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量からハによって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

ハ 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、10パーセントといたします。ただし、その値が昼間時間から夜間時間への負荷移行の実情に比べて不相当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼動状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

ニ 蓄熱単価

蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	5円94銭
-----------------	-------

ホ 単位および端数処理

(イ) 控除電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ロ) 控除率の単位は、1パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

(4) その他

イ 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

ロ お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくはその稼動方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

ハ その他の事項については、低圧電力、低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

31 蓄熱ピーク時間調整契約

(1) 適用条件

低圧蓄熱調整契約の適用を受けるお客さまで、当社が承認した自動制御装置等によって、(2)により、計画的な蓄熱システムの熱源機等の停止または調整（以下「蓄熱ピーク調整」といいます。）ができる場合に適用いたします。

(2) 実施方法

当社は、お客さまに次により蓄熱ピーク調整を実施していただきます。

イ 調整契約電力

調整契約電力は、お客さまに蓄熱ピーク調整を実施していただく電力とし、停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

ロ 調整対象期間

調整対象期間は、7月1日から9月30日までの期間といたします。ただし、土曜日、日曜日および「国民の祝日に関する法律」に規定する休日ならびに8月13日から8月16日までを除きます。

ハ 調整期間

調整期間は、調整対象期間においてお客さまに蓄熱ピーク調整を実施していただく期間とし、8月を含む1暦月単位といたします。

ニ 調整時間

調整時間は、調整期間においてお客さまに蓄熱ピーク調整を実施していただく時間とし、午後1時から午後4時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、調整時間は、毎日1時間以上継続し、かつ必ず午後2時から午後3時までを含むものといたします。

なお、1時間をこえる調整時間は、30分単位といたします。

(3) 契約期間

蓄熱ピーク時間調整契約締結の日から9月30日までといたします。

(4) 料 金

各月の料金は、23（低圧電力）、24（低圧電力Ⅱ）または25（低圧季節別時間帯別電力）によって算定された基本料金および電力量料金の合計からイによって算定された各月の割引額を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ 割引額の算定

各月の割引額は、調整契約電力により、次のとおり算定いたします。

$$\text{割引額} = \text{調整契約電力} \times \text{調整時間} \times \text{ロの割引単価}$$

ただし、調整時間が30分の場合は0.5時間として算定いたします。また、調整時間において、蓄熱ピーク調整が実施されなかったものとみなされる場合には、割引をいたしません。

なお、その1月に調整期間およびそれ以外の期間がともに含まれる場合の割引額は、その1月に含まれる調整期間の日数の比であん分するものといたします。

ロ 割引単価

割引単価は、次のとおりといたします。

1キロワット1時間当たり1月につき	506円00銭
-------------------	---------

(5) そ の 他

その他の事項については、低圧電力、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力または低圧蓄熱調整契約に準ずるものといたします。

IV 料金の算定および支払い

32 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

33 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

(1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、やむをえない事情のある場合は、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針することがあります。

(2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。

(3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ 非常変災等の場合

ハ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

(4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。

(5) (3)ロまたはハの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

34 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下

「検針期間」といいます。)といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

- (2) 定額制供給の場合または35（使用電力量の計量）(12)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

35 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(10)および(11)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

イ 33（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）または計量値を確認するときはその値によって精算いたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 33（検針日）(4)の場合、計量値を確認するときを除き、需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

- ハ 33（検針日）(5)の場合の使用電力量は、原則として前回の検針の結果の1月平均値によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。
- (2) 計量器の読みは、次によります。
- イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。
- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。ただし、記録型計量器により計量する場合は、最小位までといたします。
- ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 時間帯別電灯および季節別時間帯別電灯Ⅰのお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。
- なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。
- (4) 季節別時間帯別電灯Ⅱのお客さまの使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、昼間時間の使用電力量については、夏季およびその他季別に計量いたします。
- なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。この場合、昼間時間の使用電力量については、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、それぞれの季節区分ごとに合算いたします。
- (5) 低圧季節別時間帯別電力のお客さまの使用電力量の計量は、原則として毎日午後1時から午後4時までの時間帯とそれ以外の時間帯別に行ないます。
- なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯ごとに、その開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

(6) 低圧蓄熱調整契約のお客さまの夜間使用電力量の計量は、次によります。

イ 当社は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

ロ 記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するもの）といたします。

ハ 夜間使用電力量の計量は、1計量をもって行ないます。

ニ 当社が承認した小容量の水蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が整った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、イにかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

(7) 時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰおよび季節別時間帯別電灯Ⅱにおける夜間蓄熱式機器の計量等について、従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さまが時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰもしくは季節別時間帯別電灯Ⅱに契約種別を変更される場合あるいは夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しており時間帯別電灯もしくは季節別時間帯別電灯Ⅱの適用を受けているお客さまが季節別時間帯別電灯Ⅰに契約種別を変更される場合または時間帯別電灯もしくは季節別時間帯別電灯Ⅰの適用を受けているお客さまが季節別時間帯別電灯Ⅱに契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合は、次によります。

イ お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器に接続していただくこととし、各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに(3)または(4)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。また、当社は、原則として、毎日午後11時から翌日の午前7時以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが希望されるときは、当該夜間蓄熱式機器に

ついて、当社は、毎日午前1時から午前6時までの時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしゃ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。また、時間帯別電灯の適用を受けているお客さまの場合、当該夜間蓄熱式機器を「5時間通電機器」といいます。

ハイおよびロの場合で、当社が電気の供給をしゃ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといたします。

- (8) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
- (9) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
- (10) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(11)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
- (11) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (12) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表8（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
- (13) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。

36 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 34（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または

下回るとき。

(2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

37 日割計算

(1) 当社は、36（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分、時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分については、別表9（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

(2) 36（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。

また、36（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表9（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

38 料金の支払義務および支払期日

(1) お客さまの料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、33（検針日）(4)の場合の料金または35（使用電力量の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、35（使用電力量の計量）(11)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、35（使用電力量の計量）(12)の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の
応当日とすることがあります。

ハ 39（料金その他の支払方法）（6）の場合は、当該支払期に属する最終月のイ
またはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場
合で、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場
合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客さまの1年の料金から再生可能エネルギー発電促進賦課金
を除いた金額の合計（農事用電力Aの場合は基本料金の合計といたします。）
が最低保証料金を下回るときに申し受ける料金は、その金額が明らかになった
日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針
日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客さまの料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、
当社が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行
なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して
30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日
（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。
また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞ
れの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場
合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞ
れの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支
払義務が発生する料金の支払期日といたします。

39 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の
収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じ
て支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、

次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 33（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客さまが希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

- (8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

40 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を39（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客さまが指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 56（需給契約の廃止）(2)または58（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客さまが支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払

われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

41 保証金

(1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

42 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

43 力率の保持

(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。

(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表6（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

44 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 80（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 46（供給の停止）、56（需給契約の廃止）(1)または58（解約等）により必要な処置

- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

45 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、当社がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、当社は供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用させていただきます。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものといたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等にしがたい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

46 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
- ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合
- ハ 65（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

- (2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

- イ お客様が料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ロ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合
 - ハ この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (3) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- イ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 公衆街路灯、農事用電力、深夜電力またはホワイトプラン電力の場合で、契約された用途以外の用途に電気を使用されたとき。
 - ホ 低圧電力、低圧電力Ⅱまたは低圧季節別時間帯別電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。
 - ヘ 農事用電力、深夜電力またはホワイトプラン電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき（契約使用時間以外の時間に電気を使用されたときを含みます。）。
 - ト 44（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - チ 45（電気の使用にともなうお客様の協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (4) お客様がその他この離島約款に反した場合には、当社は、そのお客様について電気の供給を停止することがあります。
- (5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客様の電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。
- なお、この場合には、必要に応じてお客様に協力をしていただきます。
- また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等によりお客様にお知らせすることがあります。

47 供給停止の解除

46（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

48 供給停止期間中の料金

46（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を37（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、公衆街路灯および深夜電力Aのお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

49 違約金

- (1) お客さまが46（供給の停止）(3)ロからへまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

50 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

51 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、50（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、定額電灯、従量電灯、時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰ、季節別時間帯別電灯Ⅱ、高負荷率電灯、低圧電力、低圧電力Ⅱ、低圧季節別時間帯別電力に対する電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合はその適用後の基本料金とし、従量電灯Aの場合は最低料金および最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金とし、また、従量電灯Bおよび時間帯別電灯で最低月額料金の適用を受ける場合は最低月額料金といたします。）といたします。ただし、36（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

ロ 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

(2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力、農事用電力、深夜電力およびホワイトプラン電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。ただし、深夜電力およびホワイトプラン電力の割引対象時間は、契約使用時間といたします。

52 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 50（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 46（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または58（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 46（供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等によりお客さまにお知らせした場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

53 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

54 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

55 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

56 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

(2) 需給契約は、58（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

57 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯A、従量電灯B、臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および深夜電力のお客さまならびに農事用電力Bで供給設備を常置しない場合のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の

日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたこととともない新たに施設した供給設備について、74（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から需給契約を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたこととともない新たに施設した供給設備について、74（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初

から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、74（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日以降の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、74（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

58 解約等

(1) 46（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

- (2) お客さまが、56（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

59 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

60 需給地点および施設

(1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 62（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

61 架空引込線

(1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引

引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。

(2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

(3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。

また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

62 地中引込線

(1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

(2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設で

きる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めま
す。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、
お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合
の付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設してい
ただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたしま
す。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるため
に施設される工作物

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定する
ためのものをいいます。）およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望により
とくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さ
まの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安
上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、
当社は、70（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

63 接続引込線等

- (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場
所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線
をいいます。）または共同引込線（2 以上の需給契約に対して1 引込みにより電
気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給することが
あります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設する
ことがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

- (2) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込口配線を使用して

他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込口配線から分岐して、他のお客さまへの接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

64 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として1共同引込みをもって電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

65 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

66 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

- ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合
- (2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし，お客さまと当社との協議によって定めます。
- また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ解錠のための鍵を提出していただく等当社が建物に立ち入るために必要な協力を行なっていただきます。
- (3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。
- (4) 当社は，記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。
- (5) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。

67 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし，その取付場所はお客さまから無償で提供していただきます。
- (3) お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。

68 専用供給設備

- (1) 当社は，次の場合には，70（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 45（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまの

みが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い発電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において，開閉所は，変電所とみなします。

(4) 当社は，供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

VIII 工事費の負担

69 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,950円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除いてえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

架空配電設備の超過こう長

$$= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\begin{array}{l} \text{地中配電設備} \\ \text{の無償こう長} \end{array} - \begin{array}{l} \text{地中配電設備} \\ \text{の工事こう長} \end{array} \right) \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}}$$

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きよ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表13（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯、臨時電灯Aおよび公衆街路灯Aの場合の契約負荷設備の総容量

ロ 契約電流

ハ 契約容量

ニ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

70 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線、支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

ハ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

(2) 架空配電設備で供給できるにもかかわらず、お客さまの希望によって地中配電設備を施設する場合は、イまたはロの金額

イ 標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、イにかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額

(3) 68（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、68（専用供給設備）(2)によるものといたします。

71 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合

に限ります。)は、65(引込線の接続)、66(計量器等の取付け)または67(電流制限器等の取付け)によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

(2) 45(電気の使用にともなうお客さまの協力)によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

72 特別供給設備等の工事費の算定

70(特別供給設備の工事費負担金)および71(供給設備を変更する場合の工事費負担金)の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価(電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費(諸掛りを含みます。)を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、74(臨時工事費)に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 70(特別供給設備の工事費負担金)(1)または(2)イの場合で、その工事費を69(一般供給設備の工事費負担金)(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも69(一般供給設備の工事費負担金)(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等

に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

(5) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更される場合を除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、69（一般供給設備の工事費負担金）または70（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、70（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

73 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

(3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 69（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 70（特別供給設備の工事費負担金）（69〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および71（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

- (イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（低圧引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合
 - (ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）
 - (ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される69（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

74 臨時工事費

- (1) 21（臨時電灯）、26（臨時電力）または27（農事用電力）(2)で供給設備を常置しない場合によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

す。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、69（一般供給設備の工事費負担金）、70（特別供給設備の工事費負担金）および71（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、73（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

75 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

IX 保 安

76 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

77 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

78 調査等の委託

(1) 当社は、77（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

79 調査に対するお客さまの協力

(1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。

(2) 当社は、77（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お

お客様の承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

80 保安に対するお客様の協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。

この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。

(3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

81 検査または工事の受託

(1) お客さまは、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。

(2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行ないます。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。

(3) お客さまは、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。

(4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

82 自家用電気工作物

お客さまの電気工作物のうち自家用電気工作物については、この離島約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 77 (調査)
- (2) 78 (調査等の委託)
- (3) 79 (調査に対するお客さまの協力)
- (4) 81 (検査または工事の受託)

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、2022年4月12日から実施いたします。

2 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニ、(2)ニおよび(3)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aまたは従量電灯Bを適用したものとみなして、次のとおり算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、契約電流または契約容量を各戸数で除してえた値に対応する契約電流に相当する基本料金に、各戸数を乗じてえた金額といたします。ただし、従量電灯Aの場合は適用いたしません。

ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金

電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金（従量電灯Aの場合は料金といたします。）は、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

3 高負荷率電灯についての特別措置

この離島約款実施の際現に16（従量電灯）(3)ニ(イ)によって契約容量が定められている従量電灯Cのお客さま等が高負荷率電灯の適用を希望される場合の契約容量は、20（高負荷率電灯）(4)にかかわらず、16（従量電灯）(3)ニに準じてお客さま

と当社との協議によって定めます。

4 口座振替のお客さまについての特別措置

(1) 適用範囲

従量電灯 B，従量電灯 C，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯 I，季節別時間帯別電灯 II または高負荷率電灯により電気の供給を受け，当社の指定した金融機関等を通じてお客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により料金を支払われるお客さまで，この特別措置の適用を希望される場合は，当分の間，適用いたします。

ただし，複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで，それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払われる場合は，この特別措置を適用いたしません。

(2) 料 金

イ 各月の料金は，当社が 1 回目の振替日として指定した日（以下「初回振替日」といいます。）にその前月の料金が引き落とされた場合には，従量電灯 B，従量電灯 C，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯 I，季節別時間帯別電灯 II または高負荷率電灯によって算定された基本料金および電力量料金の合計から次の初回振替割引額を差し引いたものに，再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

なお，その前月の料金が初回振替日に引き落とされなかった場合の料金は，従量電灯 B，従量電灯 C，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯 I，季節別時間帯別電灯 II または高負荷率電灯によって算定された料金といたします。

初回振替割引額（1 契約につき）	5 5 円 0 0 銭
------------------	-------------

ロ 直前の検針日から需給契約の消滅の前日までの期間の料金は，イの初回振替割引額は適用いたしません。

(3) そ の 他

イ この特別措置は，お客さまの申込みを当社が承諾し，かつ，お客さまの指定する金融機関等が所定の手続きを完了したときに適用いたします。

ロ お客さまがこの特別措置の適用を廃止しようとする場合は，あらかじめその廃止期日を定めて，当社に通知していただきます。

ハ この特別措置は，次の場合を除き，お客さまが当社に通知された廃止期日に

終了いたします。

- (イ) お客さまが、従量電灯 B，従量電灯 C，時間帯別電灯，季節別時間帯別電灯 I，季節別時間帯別電灯 II または高負荷率電灯による需給契約を廃止した場合は，需給契約が消滅した日にこの特別措置を終了いたします。
- (ロ) 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は，通知を受けた日にこの特別措置を終了いたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客様からの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (21,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回り、かつ、32,900 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 32,900 円を上回る場合
平均燃料価格は、32,900 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (32,900 \text{円} - 21,900 \text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用され

る電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調

整単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A, 臨時電力, 農事用電力 B および深夜電力 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A の場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	6 2 銭 4 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 2 4 銭 7 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 4 9 銭 5 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 7 4 銭 2 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	6 円 2 3 銭 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	6 円 2 3 銭 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 8 6 銭 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 7 2 銭 6 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	3 円 7 2 銭 6 厘

(ロ) 臨時電灯A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5 銭 1 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	1 0 銭 0 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	1 0 銭 0 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1 円 0 0 銭 5 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1 円 0 0 銭 5 厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1 円 0 5 銭 7 厘
-----------------	---------------

(ニ) 農事用電力B

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1 円 9 0 銭 2 厘
-----------------	---------------

(ホ) 深夜電力A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	1 6 円 0 6 銭 0 厘
-------------	-----------------

ロ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 6 銭 1 厘
-------------	-----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力(ボルトアンペア)	入力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット)×
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット)×200パーセント	125パーセント

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管 の 長 さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力 (ボルトアンペア)		入 力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力(ワット)	換 算 容 量		入力(ワット)
	入 力(ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	——	160	出力(ワット) ×133.0 パーセント
45 "	——	180	
65 "	——	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

3相誘導電動機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(イ) 馬力表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(馬力)} \times 93.3\text{パーセント}$$

(ロ) キロワット表示の場合

$$\text{入力(キロワット)} = \text{出力(キロワット)} \times 125.0\text{パーセント}$$

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キロボルト [°] ク)	管電流 (短時間定格電流) (リアン [°] ア)	換算容量(入力) (キロワット [°] ア)
治療用装置			定格1次最大入力(キロワット [°] ア)の値といたします。
診察用装置	95キロボルト [°] ク以下	20リアン [°] ア以下	1
		20リアン [°] ア超過 30リアン [°] ア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キロボルト [°] ク超過 100キロボルト [°] ク以下	20リアン [°] ア以下	5
		20リアン [°] ア超過 30リアン [°] ア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キロボルト [°] ク超過 125キロボルト [°] ク以下 125キロボルト [°] ク超過 150キロボルト [°] ク以下	50リアン [°] ア以下	9.5
		50リアン [°] ア超過 1,000リアン [°] ア以下	16
50リアン [°] ア以下		11	
50リアン [°] ア超過 1,000リアン [°] ア以下		19.5	
蓄電器 放電式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド 以下	1
		0.75マイクロファラッド 超過 1.5 マイクロファラッド 以下	2
		1.5 マイクロファラッド 超過 3 マイクロファラッド 以下	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合
入力（キロワット）＝最大定格1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

ロ イ以外の場合
入力（キロワット）＝実測した1次入力（キロボルトアンペア）
×70パーセント

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率（パーセント）

$$= \frac{100 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{電熱器}}{\text{総容量}} \right) + 90 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率90パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right) + 80 \text{ パーセント} \times \left(\frac{\text{力率80パーセントの機器総容量}}{\text{機器総容量}} \right)}{\text{機 器 総 容 量}}$$

6 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
	100	30
200	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

2 次 電 圧 (ボルト)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	20
6,000	30
9,000	50
12,000	50
15,000	75

ハ 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50 以下	30	7
100 //	50	9
250 //	75	15
300 //	100	20
400 //	150	30
700 //	250	50
1,000 //	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電圧 (ボルト)	電動機定格出力 (キロワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	0.1	40
	0.2	50
	0.4	75
	0.75	100
200	0.1	20
	0.2	20
	0.4	30
	0.75	40

(ロ) 3相誘導電動機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

電動機	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
定格出力	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45以上 50未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

7 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(3)ニ（ロ）または23（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率

(100パーセントといたします。) を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

8 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

- イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- ロ 前 3 月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前 3 月間の使用電力量}}{\text{前 3 月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、66（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計 量 電 力 量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

9 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金、定額制供給の料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、36（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ロ 料金適用上の電力量区分等を日割りする場合

(イ) 従量電灯Aの電力量区分を日割りする場合

$$\text{最低料金適用電力量} = 8\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯Bおよび従量電灯Cの電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 時間帯別電灯の昼間時間における料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 90 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、最初の90キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 140 \text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、昼間時間における使用電力量のうち、90キロワット時をこえ230キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ニ) 5時間通電機器割引額、通電制御型電気温水器割引額または通電制御型電気暖房器割引額を日割りする場合

$$1 \text{月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(ホ) エルフVプラン割引上限額、エルフVあったかプラン割引上限額およびエルフSプラン割引上限額を日割りする場合

$$\begin{aligned} \text{エルフVプラン割引上限額} &\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \\ \text{エルフVあったかプラン割引上限額} &\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \\ \text{エルフSプラン割引上限額} &\times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \end{aligned}$$

(ハ) (イ), (ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量, 第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は, 1キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ト) 36(料金の算定)(1)ハに該当する場合は, (イ), (ロ), (ハ), (ニ)および(ホ)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は, } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$

ハ 日割計算に応じて電力量料金および従量制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 36(料金の算定)(1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 36(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を, 料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流, 契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また, 季節別時間帯別電灯Ⅰ, 高負荷率電灯, 低圧電力, 低圧電力Ⅱ, 低圧季節別時間帯別電力, 臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて, 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は, 料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし, 計量値を確認する場合は, その値によります。

ニ 深夜電力Bにおける通電制御型夜間蓄熱式機器割引額を日割りする場合

28(深夜電力)(2)ホ(イ)または36(料金の算定)(1)ロの場合で, 日割計算をするときは, 料金に変更のあった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。この場合, それぞれの期間の使用電力量は, ハ(ロ)に準じて算定いたします。

(2) 電気の供給を開始し, または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は, 次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から, 需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 定額制供給の場合または35（使用電力量の計量）(12)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

(6) 供給停止期間中の5時間通電機器割引額、通電制御型電気温水器割引額および通電制御型電気暖房器割引額については、「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、5時間通電機器割引額、通電制御型電気温水器割引額および通電制御型電気暖房器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものといたします。

10 夜間蓄熱式機器等

(1) 時間帯別電灯、季節別時間帯別電灯Ⅰおよび季節別時間帯別電灯Ⅱにおける夜間蓄熱式機器の取扱いは、次のとおりといたします。

イ 夜間蓄熱式機器とは、次のいずれかに該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

(イ) 主として夜間時間に通電する機能を有し、通電時間中に蓄熱のために使用されるもの。

(ロ) (イ)に準ずる通電機能を有し、夜間時間の通電時間中に蓄熱のために使用されるものであって、給湯と床暖房にあわせて使用される等複数の用途に対応する機能を有するもの。

ロ イ(イ)の「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 35（使用電力量の計量）(7)イまたはロの場合で、当社が当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、夜間蓄熱式機器ならびに別表11（通電制御型電気温水器）および別表12（通電制御型電気暖房器）に定める通電制御型電気温水器および通電制御型電気暖房器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、各機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) 深夜電力Bにおける通電制御型夜間蓄熱式機器の取扱いは、次のとおりといたします。

イ 通電制御型夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ロ 当社は、別表11（通電制御型電気温水器）に定める通電制御型電気温水器または別表12（通電制御型電気暖房器）に定める通電制御型電気暖房器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、通電制御型電気温水器または通電制御型電気暖房器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

11 通電制御型電気温水器

(1) 時間帯別電灯における通電制御型電気温水器とは、次のイまたはロに該当するものをいいます。

イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

- (イ) 給水温度を検知できること。
 - (ロ) (イ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
 - (ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。
 - (ニ) 毎日の夜間時間（35〔使用電力量の計量〕(7)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
- ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。
- (2) 深夜電力Bにおける通電制御型電気温水器とは、次のイまたはロに該当するものをいいます。
- イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。
- (イ) 給水温度を検知できること。
 - (ロ) (イ)の給水温度にもとづいてお客さまが必要とされる湯温および湯量に沸きあげるための熱量を算出できること。
 - (ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。
 - (ニ) 契約使用時間終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
- ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。

12 通電制御型電気暖房器

- (1) 時間帯別電灯における通電制御型電気暖房器とは、次のイまたはロに該当するものをいいます。
- イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。
- (イ) 蓄熱体の温度を検知できること。
 - (ロ) (イ)の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を算出できること。
 - (ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。
 - (ニ) 毎日の夜間時間（35〔使用電力量の計量〕(7)イの場合は通電時間といたします。）の終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。
- ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。
- (2) 深夜電力Bにおける通電制御型電気暖房器とは、次のイまたはロに該当するも

のをいいます。

イ 次のいずれにも該当する機能を有するもの。

(イ) 蓄熱体の温度を検知できること。

(ロ) (イ)の蓄熱体の温度にもとづいてお客さまが必要とされる熱量を算出できること。

(ハ) (ロ)の熱量から所要通電時間数を算出できること。

(ニ) 契約使用時間終了時刻から(ハ)の所要通電時間数をさかのぼった時刻に通電を開始することができること。

ロ イに準ずる場合で、当社が認めたもの。

13 標準設計基準

(1) 高圧または低圧電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧の電線路（需給地点から需給地点に最も近い発電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は、次によります。

公称電圧 地域区分	高 圧		低 圧	
	3,300ボルト	6,600ボルト	100ボルト	200ボルト
都市域	——	300ボルト	6ボルト	20ボルト
その他	300ボルト	600ボルト	6ボルト	20ボルト

(ロ) 経過地

高圧または低圧の電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧の電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合には他の方法によります。

ロ 架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧または低圧の架空電線路は、単独の電線路の新設、他の架空電線路

との併架，電線の張替え，または負荷分割をする場合のうち線路の保守，保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 架空電線路を単独に施設する場合の回線数は，原則として1回線といたします。

c 併架の場合の1配電線路の回線数は，既設電線も含めて高圧線，低圧線ともそれぞれ2回線を限度といたします。

(o) 支持物の種類

高圧または低圧の架空電線路の支持物は，原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし，技術上，経済上適当でない場合は，他の支持物を使用いたします。

(p) 標準径間

高圧または低圧の架空電線路の標準径間は，40メートルから50メートルといたします。

(q) 支持物の長さ

高圧または低圧の架空電線路の支持物の長さは，次によります。ただし，施設場所の状況により根入れ，電線の弛度，装柱，交差，接近，引込線，前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は，この長さ以外のものとする場合があります。

支持物の長さ（メートル）	10, 12
--------------	--------

(r) がいし

高圧または低圧の架空電線路のがいしは，次によります。

電 圧 \ 使用箇所	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧	高圧中実がいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低 圧	低圧ピンがいし	低圧引留がいし
低 圧 引 込	低圧ピンがいし，低圧引留がいし， 引込用バインドレスがいし	

(s) 装柱

高圧または低圧の架空電線路の装柱は，複雑にならないように考慮し，高圧電線は水平配列，低圧電線は水平配列または垂直配列といたします。ただ

し、他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ト) 電線の種類および太さ

- a 高圧または低圧の架空電線は、絶縁電線を使用いたします。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、機械的強度および法令上の制限等を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ		許容電流(アンペア)						
		高圧絶縁電線 (架橋ポリフェン 絶縁電線)	低圧絶縁電線				600ボルトビニル 絶縁 ビニルケーブル	
			屋外用 ビニル絶縁 電線	特殊耐熱 ビニル絶縁 電線	引込用ビニル 絶縁電線		2心	3心
					2コより	3コより		
銅	単 線	2.0ミリメートル					23	20
		2.6 "			38	34		
		3.2 "			50	44		
		4.0 "		78				
		5.0 "	142	103				
	より 線	8平方ミリメートル					42	37
		14 "			70	62		
		22 "			92	80	79	70
		38 "			130	113		
		60 "		206		174	152	140
	80 "			313				
アル ミ 線	より	120平方ミリメートル	308					
		240平方ミリメートル	512					

(チ) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次の中から技術上、経済上適正なものを選定いたします。

なお、三相電力負荷に対しては、単相変圧器2台を用いてV結線により使用いたします。

容量 (キロボルトアンペア)	5, 10, 20, 30, 50, 100
----------------	------------------------

(リ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために、必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(ヌ) 耐雷施設

架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

(ル) 耐塩施設

塩害地域に施設する架空電線路の機器および材料は、耐塩構造のものを使用いたします。

ハ 地中電線路

(イ) 施設方法

高圧地中電線路の施設方法は、施設環境等を考慮し、技術上支障のない範囲で、管路式、暗きょ式、開きょ式または直埋式の中から選定いたします。

(ロ) ケーブルの選定

高圧または低圧の地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下および施設方法等を考慮し、次の中から選定いたします。

電圧	種 類	公称断面積（平方ミリメートル）
高圧	CVTケーブル (6,600ボルトトリプレックス形架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル)	22, 60, 150, 250, 325, 400
低圧	CVQケーブル (600ボルト4コより架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル) CVケーブル (600ボルト架橋ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル)	60, 100, 150, 250
	VVRケーブル (600ボルトビニル絶縁ビニルシース電力ケーブル)	8, 14, 22

(ハ) 開閉器、路上変圧器、路上低圧分岐箱の施設

- a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。
- b 高圧引込開閉器は、高圧で供給を受けるお客さまへπ引込により供給する場合に施設いたします。
- c 路上変圧器は、高圧から低圧への変圧が必要な場合に施設いたします。
- d 路上低圧分岐箱は、低圧線を分岐する場合に施設いたします。

(2) 変電設備

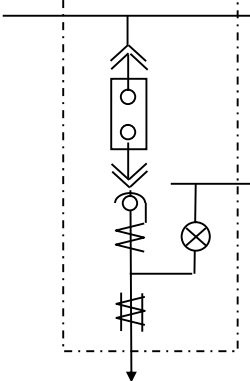
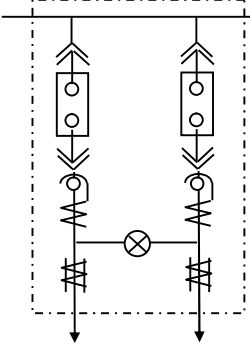
イ 一般基準

電線路の引出口設備は、その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じ

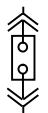



て施設いたします。

ロ 結線法

結線および主要機器取付台数の標準は、次のとおりといたします。

区分		結線法	機器名	台数
公称電圧 6,600 または 3,300 ボルト	補助 母線 付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面
	切替 断路器 付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面

(凡例)

引出形 しゃ断器	断路器	変流器 (ブッシング形)	零相変流器
			

ハ しゃ断器

(イ) しゃ断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次のものを使用いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定格電流 (アンペア)	定格しゃ断 電流(アンペア)	形 式
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	真空形

ニ 断 路 器

断路器は次のものを使用いたします。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (アンペア)	形 式
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	三極単投

ホ 変 流 器

(イ) 変流器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、必要最小のものを選定いたします。

(ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

ヘ 配 電 盤

配電盤は、原則として電流計、しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、電圧計および無効電力計等を取り付けます。

なお、無人変電所の場合は、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

ト 保 護 装 置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は、自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお、原則として、各線路には自動再閉路継電装置を施設し、必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。

(3) そ の 他

イ 地形上その他周囲の状況からこの標準設計基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、この基準にかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設

計によるものとし、この場合、その設計を標準設計といたします。

ロ この基準に明記していない事項については、電気設備に関する技術基準その他の関係法令、当社の設計基準等にもとづき、技術的に適当と認められる設計によるものといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。

離島等供給約款

[高圧用]

目 次

I	総 則	1
1	適 用	1
2	離島等供給約款の届出および変更	1
3	定 義	1
4	単位および端数処理	3
5	実 施 細 目	4
II	契約の申込み	5
6	需給契約の申込み	5
7	需給契約の成立および契約期間	5
8	需 要 場 所	6
9	需給契約の単位	7
10	供給の開始	7
11	供給の単位	8
12	承諾の限界	8
13	需給契約書の作成	8
III	契約種別および料金	9
14	契約種別	9
15	業務用電力	9
16	業務用季節別時間帯別電力	13
17	高 圧 電 力	17
18	季節別時間帯別電力	23
19	臨 時 電 力	29
20	自家発補給電力A	31
21	自家発補給電力B	35
22	予 備 電 力	39

IV	料金の算定および支払い	41
23	料金の適用開始の時期	41
24	検針日	41
25	料金の算定期間	41
26	使用電力量等の計量	41
27	料金の算定	43
28	日割計算	43
29	料金の支払義務および支払期日	44
30	料金その他の支払方法	44
31	延滞利息	45
32	保証金	45
V	使用および供給	47
33	適正契約の保持	47
34	契約超過金	47
35	力率の保持	47
36	需要場所への立入りによる業務の実施	48
37	電気の使用にともなうお客さまの協力	48
38	供給の停止	49
39	供給停止の解除	50
40	供給停止期間中の料金	50
41	違約金	50
42	供給の中止または使用の制限もしくは中止	50
43	制限または中止の料金割引	51
44	損害賠償の免責	53
45	設備の賠償	53
VI	契約の変更および終了	54
46	需給契約の変更	54
47	名義の変更	54
48	需給契約の廃止	54
49	需給開始後の需給契約の廃止または変更にと もなう料金および 工事費の精算	54
50	解約等	58
51	需給契約消滅後の債権債務関係	58

VII	供給方法および工事	59
5 2	需給地点および施設	59
5 3	架空引込線	59
5 4	地中引込線	60
5 5	接続引込線等	61
5 6	引込線の接続	61
5 7	計量器等の取付け	61
5 8	専用供給設備	62
VIII	工事費の負担	63
5 9	一般供給設備の工事費負担金	63
6 0	特別供給設備の工事費負担金	64
6 1	供給設備を変更する場合の工事費負担金	66
6 2	特別供給設備等の工事費の算定	66
6 3	工事費負担金の申受けおよび精算	68
6 4	臨時工事費	69
6 5	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の 費用の申受け	70
6 6	工事費等に関する契約書の作成	70
IX	保安	71
6 7	保安の責任	71
6 8	保安等に対するお客さまの協力	71
	附 則	72
	別 表	73

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は、この離島等供給約款〔高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。

石川県：舳倉島

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧1000ボルトまたは2000ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 付帯電灯

動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。

なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。

イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯

ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯

ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯

ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

(7) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(8) 契約受電設備

契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(11) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(12) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(13) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(14) ピーク時間

夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表10（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(15) 昼間時間

毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表10（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(16) 夜間時間

ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。

(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいいます。

(18) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(19) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

(20) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

4 単位および端数処理

この離島約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備または契約受電設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約電力および最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、契約電力が0.5キロワット未満となるときは、契約電力を1キロワットといたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (4) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(5) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この離島約款の実施上必要な細目的事項は、この離島約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

(1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの離島約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、原則として当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法

(2) 契約負荷設備、契約受電設備および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客様が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込みまたは保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(5) お客様が発電設備を設置される場合には、予備発電設備が設置されている場合等お客様の発電設備の検査、補修または事故による不足電力が生じないことが明らかな場合を除き、自家発補給電力Aまたは自家発補給電力Bの申込みをしていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、お客様の需給契約の申込みに対して、当社が供給承諾の意思表示を行なったときに成立いたします。

なお、当社が供給承諾の意思表示を行なったときとは、当社が供給承諾書を発送した日とし、これによらない場合には、13（需給契約書の作成）の需給契約書を締結した日といたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、臨時電力の場合を除き、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先立って需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。ただし、臨時電力の場合は、あらかじめ定めた契約使用期間の満了の日まで同一条件で継続されるものといたします。

8 需要場所

(1) 当社は、1構内をなすものは1構内を、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1需要場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1需要場所といたします。

(4) (1)に定める1構内もしくは1建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

- （ロ）当社が特例区域等における業務を実施するため、36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。
- ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。
- ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。
- ホ 特例区域等を1需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所について1契約種別を適用して、1需給契約を結びます。

- (1) 1需要場所において、次の1または2以上の契約種別とこれ以外の1契約種別とをあわせて契約する場合
臨時電力、自家発補給電力Aまたは自家発補給電力Bのうちの1契約種別、予備電力
- (2) 災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当社が技術上、保安上適當と認めるとき。
- (3) 電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受けるお客さまの希望により、一括して1需給契約を結ぶとき。

10 供給の開始

- (1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、お客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需給契約につき、1供給電気方式、1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 9（需給契約の単位）(3)の場合
- (2) 22（予備電力）(1)イおよびロをあわせて契約する場合
- (3) 55（接続引込線等）の共同引込線による引込みで電気を供給する場合
- (4) その他技術上、経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、用地事情、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

なお、供給設備の施設または変更を必要とする場合には、供給準備着手前に需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高圧電力A、高圧電力B、季節別時間帯別電力A、季節別時間帯別電力B、臨時電力、自家発補給電力A、自家発補給電力B、予備電力

15 業務用電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。なお、当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6，000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は，次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のう

ちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。この場合には、電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ロ) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってすみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,584円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円77銭	10円76銭

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）

によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

- (ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

16 業務用季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島約款〔低圧用〕（当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

(3) 契約負荷設備および契約受電設備

契約電力が500キロワット未満の需要については，契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

契約電力は，次によって定めます。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は，その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その1月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で，1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは，減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については，その期間の

契約電力といたします。)は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合(減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。)は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (㊦) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
- (㊧) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。
- ロ 契約電力が500キロワット以上の場合
 - (イ) 契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、1年間を通じての最大需要電力にもとづき、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、お客さまが新たに電気を使用される場合等で、適当と認められるときは、需給開始の日から1年間については、契約電力がてい増する場合に限り、段階的に定めることがあります。この場合には、電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
 - (㊦) 自家発補給電力Aと同一計量される場合で、自家発補給電力Aによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Aの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Aのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Aの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。
 - (㊧) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。
- ハ 契約電力が500キロワット未満の需要として電気の供給を受けているお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力をロによってす

みやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、イによって定めます。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,584円00銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) ピーク時間

1キロワット時につき	14円52銭
------------	--------

(ロ) 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料 金
1キロワット時につき	13円85銭	12円56銭

(ハ) 夜間時間

1キロワット時につき	7円89銭
------------	-------

ハ 力率割引および割増し

(イ) 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

17 高圧電力

(1) 高圧電力A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕（当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満

たないお客さまについては、適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 6, 0 0 0 ボルトとし，周波数は，標準周波数 6 0 ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 各月の契約電力は，次の場合を除き，その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力（当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち，いずれか大きい値といたします。

a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は，料金適用開始の日以降 1 2 月の期間の各月の契約電力は，その 1 月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち，いずれか大きい値といたします。

なお，当社からの電気の供給に先だって，お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は，契約電力の決定上，新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

b 契約受電設備を増加される場合で，増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは，その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は，その期間の最大需要電力の値といたします。

c 契約受電設備を減少される場合等で，1 年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきときは，減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は，その期間の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし，減少された日以降 1 2 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については，その期間の契約電力といたします。）は，契約負荷設備および契約受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，お客さまと当社との協議によって定め

た値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1,309円00銭

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金を

それぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季 料 金
1キロワット時につき	1 2 円 0 8 銭	1 1 円 0 2 銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

へ そ の 他

(イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、高圧電力Bを適用いたします。

(ロ) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 高圧電力B

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計

といたします。)が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約電力

(イ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，1年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から1年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ロ) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で，自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは，原則として，その1月の自家発補給電力Bの供給時間中における30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 高圧電力Aとして電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が500キロワット以上となる場合は，契約電力を(イ)によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。

(ニ) 当社は，30分最大需要電力計を取り付けます。

ニ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別

表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,584円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料 金
1キロワット時につき	10円80銭	9円87銭

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

18 季節別時間帯別電力

(1) 季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発供給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発供給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕（当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧6,000ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。

ハ 契約負荷設備および契約受電設備

契約負荷設備および契約受電設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約電力

(イ) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最

大需要電力（当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、その電気の需給契約における最大需要電力を含みます。）のうち、いずれか大きい値といたします。

- a 新たに電気の供給を受ける場合または低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降12月の期間の各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と料金適用開始の日から前月までの最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

なお、当社からの電気の供給に先だって、お客さまが同一の需要場所で当社以外の者から電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とみなしません。

- b 契約受電設備を増加される場合で、増加された日を含む1月の増加された日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加された日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その1月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、その1月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大需要電力の値といたします。

- c 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率、操業度等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値といたします。

- (d) 自家発補給電力Bと同一計量される場合で、自家発補給電力Bによって電気を使用されたときは、原則として、その1月の自家発補給電力Bの供給時間中にお

ける30分最大需要電力計の値から自家発補給電力Bのその1月の最大需要電力を差し引いた値とその1月の自家発補給電力Bの供給時間以外の時間における30分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を、その1月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 当社は、30分最大需要電力計を取り付けます。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,309円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	15円65銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料 金
1キロワット時につき	14円94銭	13円43銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	7円89銭
------------	-------

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

へ その他

(イ) 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、季節別時間帯別電力Bを適用いたします。

(ロ) 発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

(2) 季節別時間帯別電力B

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であるものに適用いたします。ただし、お客さまの特別の事情、当社の供給設備の状況等からお客さまが高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客さまと当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Bの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流 3 相 3 線式標準電圧 6, 0 0 0 ボルトとし，周波数は，標準周波数 6 0 ヘルツといたします。

ハ 契約電力

(イ) 契約電力は，使用する負荷設備および受電設備の内容，同一業種の負荷率，操業度等を基準として，1 年間を通じての最大需要電力にもとづき，お客さまと当社との協議によって定めます。

なお，お客さまが新たに電気を使用される場合等で，適当と認められるときは，需給開始の日から 1 年間については，契約電力がてい増する場合に限り，段階的に定めることがあります。この場合には，電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(ロ) 自家発補給電力 B と同一計量される場合で，自家発補給電力 B によって電気を使用されたときは，原則として，その 1 月の自家発補給電力 B の供給時間中における 3 0 分最大需要電力計の値から自家発補給電力 B のその 1 月の最大需要電力を差し引いた値とその 1 月の自家発補給電力 B の供給時間以外の時間における 3 0 分最大需要電力計の値のうちいずれか大きい値を，その 1 月の最大需要電力とみなします。

(ハ) 季節別時間帯別電力 A として電気の供給を受けるお客さまの最大需要電力が 5 0 0 キロワット以上となる場合は，契約電力を (イ) によってすみやかに定めることとし，それまでの間の契約電力は，(1)ニによって定めます。

(ニ) 当社は，3 0 分最大需要電力計を取り付けます。

ニ 料 金

料金は，基本料金，電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，基本料金は，(ハ)によって力率割引または割増しをする場合は，力率割引または割増しをしたものといたします。また，電力量料金は，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を下回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 2 1, 9 0 0 円を上回る場合は，別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,584円00銭
---------------	-----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

a ピーク時間

1キロワット時につき	13円42銭
------------	--------

b 昼間時間

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円78銭	11円36銭

c 夜間時間

1キロワット時につき	7円89銭
------------	-------

(ハ) 力率割引および割増し

a 力率は、その1月のうち毎日午前8時から午後10時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、別表6（平均力率の算定）によって算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

b 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

ホ その他

発電設備等を介して、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）を使用することはできません。

19 臨時電力

(1) 適用範囲

契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

イ 高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるもの。

ロ 高圧で電気の供給を受けて、動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット以上であり、かつ、2,000キロワット未満であるもの。

(2) 契約電力

契約電力は、(1)イに該当する場合は業務用電力、(1)ロに該当する場合は高圧電力に準じて定めます。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合は、別表7（契約電力等の算定方法）によります。

(3) 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき(1)イに該当する場合は業務用電力、(1)ロに該当する場合は高圧電力の該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、(1)イに該当する場合は業務用

電力、(1)ロに該当する場合は高压電力の該当料金の半額に20パーセントを割増したものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) (1)イに該当する場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14円01銭	12円78銭

(ロ) (1)ロに該当する場合

a 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	14円40銭	13円13銭

b 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	12円85銭	11円73銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、(1)イに該当する場合は業務用電力、(1)ロに該当する場合は高压電力に準じて適用いたします。ただし、契約電力が500キロワット未満の場合の力率は、次により定めます。

(イ) 負荷が最大と認められる時間の力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

(ロ) お客様は、正当な理由がある場合に限り、力率の変更についての協議を当社に求めることができます。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、(1)イに該当する場合は業務用電力、(1)ロに該当する場合は高圧電力に準ずるものといたします。

20 自家発補給電力A

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、お客様の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契約電力

イ 契約電力は、お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。この場合、契約電力は、原則として、1台当たりの容量が最大となる発電設備の容量（定格出力といたします。）を下回らないものといたします。

ロ イによりがたい場合には、次の値を基準として、お客様と当社との協議によって定めます。

(イ) 予備発電設備が設置されている場合

お客様の発電設備の容量（定格出力といたします。）からお客様の予備発電設備の容量（定格出力といたします。）を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行ない運転を開始するものをいいます。

また、予備発電設備が設置されている場合は、あらかじめその定格出力および運転方法等の資料を提出していただきます。

(ロ) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量（定格出力といたします。）から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量（同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。）を差し引いた値

なお、発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合は、あらかじめしゃ断される負荷設備の明細およびしゃ断方法等の資料を提出していただきます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合は、その30パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき

1,742円40銭

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使

用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) 定期検査または定期補修による場合

	夏季料金	その他季料 金
1キロワット時につき	12円89銭	11円77銭

(ロ) (イ)以外の場合

	夏季料金	その他季料 金
1キロワット時につき	15円99銭	14円60銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、業務用電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力Aの使用

イ お客さまが自家発補給電力Aを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と自家発補給電力Aを同一計量する場合で、業務用電力の契約電力が15（業務用電力）(4)ロによって決定されるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力が16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは、イにかかわらず、自家発補給電力Aを使用されなかったものとみなします。

(5) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力

業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Aを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

イ 業務用電力の契約電力を15（業務用電力）(4)イによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Aの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力

とみなします。

- ロ 業務用電力の契約電力を 15（業務用電力）(4)ロによって定めるお客さままたは業務用季節別時間帯別電力の契約電力を 16（業務用季節別時間帯別電力）(4)ロによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が業務用電力または業務用季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Aの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Aの超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と自家発補給電力Aとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(6) 業務用電力または業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量

- イ 使用電力量は、自家発補給電力Aの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Aの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって決めておくものとし、自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

また、業務用季節別時間帯別電力と同一計量される場合の基準の電力は、時間帯別に決定いたします。

- (イ) 自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における業務用電力の平均電力または業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
- (ロ) 自家発補給電力Aの使用の前3月間における業務用電力の平均電力または業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
- (ハ) 自家発補給電力Aの使用の前3日間における業務用電力の平均電力または業務用季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力
- ロ 自家発補給電力Aの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Aの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Aの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Aの使用電力量といたします。

ハ 使用電力量の区分

自家発補給電力Aの使用電力量は、原則として自家発補給電力Aの最大需要電力

に自家発補給電力Aの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(7) そ の 他

イ お客様の発電設備の定期検査または定期補修は、毎年度当初にあらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。

なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力または業務用季節別時間帯別電力に準ずるものといたします。

21 自家発補給電力B

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、お客様の発電設備の検査、補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるためのものに適用いたします。

なお、大気汚染防止法等の関係する法令で定めるところにより火力発電設備の出力を抑制したときに生じた不足電力、渇水により水力発電設備の出力が低下したときに生じた不足電力等の補給にあてるためのものには適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給

を受けない場合は、その20パーセントといたします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は前月における電気の供給とみなします。

(イ) 契約電力が500キロワット未満の場合

契約電力1キロワットにつき	1,439円90銭
---------------	-----------

(ロ) 契約電力が500キロワット以上の場合

契約電力1キロワットにつき	1,742円40銭
---------------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって次のとおり算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比で分けて算出した値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) 定期検査または定期補修による場合

a 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	13円23銭	12円08銭

b 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円81銭	10円80銭

(ロ) (イ)以外の場合

a 契約電力が500キロワット未満の場合

	夏季料金	その他季 料 金
1キロワット時につき	16円42銭	14円96銭

b 契約電力が500キロワット以上の場合

	夏季料金	その他季 料 金
1キロワット時につき	14円65銭	13円38銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、高圧電力に準ずるものといたします。

(4) 自家発補給電力Bの使用

イ お客さまが自家発補給電力Bを使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえない場合は、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。

ロ 高圧電力または季節別時間帯別電力と自家発補給電力Bを同一計量する場合で、高圧電力の契約電力が17（高圧電力）(2)ハによって決定されるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力が18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって決定されるお客さまのその1月の30分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力をこえないときは、イにかかわらず、自家発補給電力Bを使用されなかったものとみなします。

(5) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の最大需要電力

高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合で、自家発補給電力Bを使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

イ 高圧電力の契約電力を17（高圧電力）(1)ニによって定めるお客さままたは季節別時間帯別電力の契約電力を18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって定めるお客さまの場合で、自家発補給電力Bの需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかとなるときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

ロ 高圧電力の契約電力を17（高圧電力）(2)ハによって定めるお客さままたは季節

別時間帯別電力の契約電力を 18（季節別時間帯別電力）(2)ハによって定めるお客さまの場合で、その1月の30分最大需要電力計の値が高圧電力または季節別時間帯別電力の契約電力と自家発補給電力Bの契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が自家発補給電力Bの超過であることが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、高圧電力または季節別時間帯別電力と自家発補給電力Bとの契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

(6) 高圧電力または季節別時間帯別電力と同一計量される場合の使用電力量

イ 使用電力量は、自家発補給電力Bの供給時間中に計量された使用電力量から、基準の電力に自家発補給電力Bの供給時間を乗じてえた値を差し引いた値といたします。

なお、この場合の基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として決定するものといたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力Bの使用のつど選択することはできません。

また、季節別時間帯別電力と同一計量される場合の基準の電力は、時間帯別に決定いたします。

(イ) 自家発補給電力Bの使用の前月または前年同月における高圧電力の平均電力
または季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(ロ) 自家発補給電力Bの使用の前3月間における高圧電力の平均電力または季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

(ハ) 自家発補給電力Bの使用の前3日間における高圧電力の平均電力または季節別時間帯別電力の各時間帯別の平均電力

ロ 自家発補給電力Bの継続した使用期間を通算して自家発補給電力Bの使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力Bの供給時間中の各時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じてえた値を差し引いた値の合計を自家発補給電力Bの使用電力量といたします。

ハ 使用電力量の区分

自家発補給電力Bの使用電力量は、原則として自家発補給電力Bの最大需要電力に自家発補給電力Bの使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

(7) そ の 他

イ お客様の発電設備の定期検査または定期補修は、できる限り夏期をさけて実施していただくものとし、毎年度当初にお客さまと当社との協議によってあらかじめその実施の時期を定めます。

なお、その実施の時期になって需給状況が著しく悪化した場合は、その時期を変更していただくことがあります。

ロ 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものとしたします。

22 予 備 電 力

(1) 適 用 範 囲

業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高圧電力または季節別時間帯別電力のお客さまが、常時供給設備等の補修または事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける次の場合に適用いたします。

イ 予 備 線

常時供給変電所から供給を受ける場合

ロ 予 備 電 源

常時供給変電所以外の変電所から供給を受ける場合

(2) 契 約 電 力

契約電力は、常時供給分の契約電力の値といたします。ただし、お客さまに特別の事情がある場合で、お客さまが常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力を希望されるときに契約電力は、予備電力によって使用される負荷設備および受電設備の内容または予想される最大需要電力を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合の契約電力は、常時供給分の契約電力の値が50キロワット未満のときを除き、50キロワットを下回らないものとしたします。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料

費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が21,900円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の5パーセント、予備電源についてはそのお客さまの常時供給分の該当料金（電気を使用する場合のものいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分の該当料金を適用いたします。

なお、電力量料金は、常時供給分の電力量料金とあわせて算定いたします。

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しはいたしません。ただし、常時供給分の力率割引および割増しの適用上、予備電力によって使用した電気は、原則として常時供給分によって使用した電気とみなします。

(4) その他

イ お客さまが希望される場合は、予備線による電気の供給と予備電源による電気の供給とをあわせて受けることができます。

ロ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高圧電力または季節別時間帯別電力に準ずるものいたします。

IV 料金の算定および支払い

23 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申し入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

24 検 針 日

検針日は、原則として毎月1日といたします。

ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるとき、またはお客さまとの協議が整ったときは、1日以外の日に検針することがあります。

25 料金の算定期間

(1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

(2) 記録型計量器により計量する場合で当社があらかじめお客さまに電力量計の値または30分最大需要電力計の値が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）をお知らせしたときは、(1)にかかわらず、料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の計量日の前日までの期間または直前の計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

26 使用電力量等の計量

(1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、(7)および(8)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始

日における電力量計の読みといたします。)の差引きにより算定(乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。)いたします。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における電力量計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

- (2) 料金の算定期間における最大需要電力の計量は、(7)および(8)の場合を除き、検針日における30分最大需要電力計の読み(需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における30分最大需要電力計の読みといたします。)によります。ただし、当社があらかじめ計量日をお客さまにお知らせして記録型計量器により計量する場合には、検針日における30分最大需要電力計の読みは、計量日に記録された値の読みといたします。

なお、乗率を有する30分最大需要電力計の場合は、乗率倍するものといたします。

- (3) 計量器の読みは次によるものといたします。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし、指針が目盛りの中間を示す場合は、その値が小さい目盛りによるものといたします。

ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。

ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。ただし、30分最大需要電力計により計量を行なう場合で、指針が目盛りの中間を示すときは、目盛りの間隔の2分の1の値を単位といたします。

- (4) 使用電力量および最大需要電力は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。

- (5) 業務用季節別時間帯別電力および季節別時間帯別電力の場合は、原則として各時間帯別に使用電力量の計量を行ないます。

- (6) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。

- (7) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量または最大需要電力は、(8)の場合を除き、次によります。

イ 料金の算定期間における使用電力量は、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

ロ 料金の算定期間における最大需要電力は、取付けおよび取外した30分最大需要電力計ごとに(2)に準じて計量した最大需要電力のうち、いずれか大きい値といたします。

- (8) 計量器の故障等によって使用電力量または最大需要電力を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力は、別表8(使用電力量等の協定)を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

27 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
- イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約電力、供給電圧等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 25(料金の算定期間)(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日(当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日をいいます。)の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
 - ニ 25(料金の算定期間)(2)の場合で計量期間の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

28 日割計算

- (1) 当社は、27(料金の算定)(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、原則として次により料金を算定いたします。
- イ 基本料金は、別表9(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表9(日割計算の基本算式)(1)ロにより算定いたします。
 - ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 27(料金の算定)(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。
- また、27(料金の算定)(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更がある場合は、次により基本料金を算定いたします。
- イ 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合は、その前後の力率にもとづいて、別表9(日割計算の基本算式)(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 契約負荷設備の変更等がない場合で、協議によって力率を変更するときは、変更の日を含むその1月から変更後の力率によります。
- (4) 当社は、日割計算をする場合には、必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

29 料金の支払義務および支払期日

- (1) お客様の料金の支払義務は、次の場合を除き、検針日に発生いたします。
 - イ 26（使用電力量等の計量）(8)の場合は、料金の算定期間の使用電力量または最大需要電力が協議によって定められた日といたします。
 - ロ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。
- (3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日(以下「休日」といいます。)に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

30 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

 - イ お客様が指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客様が料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。
- (2) お客様が料金を(1)イにより支払われる場合は、料金がおお客様の指定する口座から引き落とされたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。また、(1)ロにより支払われる場合は、その金融機関等に払い込まれたときといたします。
- (3) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。
- (4) 臨時電力については、当社は、予納金を申し受けることがあります。この場合には、予納金は使用に先だつて支払っていただきます。

なお、予納金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金について利息を付しません。

31 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金に係る消費税等相当額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。
- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

32 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。
 - イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合
 - ロ 新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。
 - (イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合
 - (ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合
- (2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。
- (3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。
- (4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金をお客さまの支払額に充当することがあります。

この場合、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、保証金に利息を付しません。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金をお返しいたします。

V 使用および供給

33 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて適正でないと思われる場合には、契約をすみやかに適正なものに変更していただきます。

34 契約超過金

- (1) 契約電力が500キロワット以上のお客さまが契約電力をこえて電気を使用した場合には、当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は、契約超過電力（その1月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値といたします。）に基本料金率を乗じてえた金額をその1月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。
- (2) 自家発補給電力Aおよび自家発補給電力Bについては、契約電力が500キロワット未満であっても、(1)に準じて契約超過金を申し受けます。
- (3) 契約電力が500キロワット未満の予備電力を契約されている場合で、かつ、常時供給分の契約電力の値と異なる契約電力であるときは、(1)に準じて契約超過金を申し受けます。
- (4) 契約超過金は、契約電力をこえて電気を使用された月の料金の支払期日までに支払っていただきます。

35 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として85パーセント以上に保持していただきます。
なお、軽負荷時には進み力率とならないようにしていただきます。また、お客さまの負担で適当な調整装置を需要場所に施設していただくことがあります。
- (2) 当社は、当社の系統が軽負荷のため進み力率となるおそれがある場合等技術上必要がある場合は、お客さまに対して進相用コンデンサの開閉をお願いすることおよび接続する進相用コンデンサ容量を協議させていただくことがあります。
なお、この場合の1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

36 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 68（保安等に対するお客さまの協力）(1)、(2)または(3)によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 38（供給の停止）、48（需給契約の廃止）(1)または50（解約等）により必要な処置
- (6) その他この離島約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

37 電気の使用にともなうお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくとともに、当社がとくに必要と認めた場合には、お客さまの負担で、当社が供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷等の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷等の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷等の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準、その他の法

令等にしたいがい、当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

なお、当社は、別に定める発電設備系統連系サービス実施要綱（高圧）によりアンシラリーサービス料を申し受けます。

38 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 56（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この離島約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金、アンシラリーサービス料その他この離島約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備または契約受電設備以外の負荷設備または受電設備によって電気を使用された場合

ニ 高圧電力、季節別時間帯別電力もしくは自家発補給電力Bの場合または臨時電力もしくは予備電力で高圧電力に準ずる場合で、付帯電灯以外の電灯（小型機器を含みます。）によって電気を使用されたとき。

ホ 36（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによ

る業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

へ 37（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この離島約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

(5) (1)から(4)によって電気の供給を停止する場合には、当社は、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための適当な処置を行ないます。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。

また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等によりお客さまにお知らせすることがあります。

39 供給停止の解除

38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

40 供給停止期間中の料金

38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を28（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。

41 違 約 金

(1) お客さまが38（供給の停止）(3)ロからニまでに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) (1)の免れた金額は、この離島約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6月以内で当社が決定した期間といたします。

42 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気

の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合

ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 当社の電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

43 制限または中止の料金割引

(1) 当社は、業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、高圧電力および季節別時間帯別電力については、42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

イ 契約電力が500キロワット未満の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、27（料金の算定）

(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ日数1日ごとに4パーセントといたします。

(ハ) 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1日のうち延べ1時間以上制限し、または中止した日を1日として計算いたします。

ロ 契約電力が500キロワット以上の場合

(イ) 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金といたします。ただし、27（料金の算定）

(1)イ、ロ、ハまたはニの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される1月の金額といたします。

(ロ) 割引率

1月中の制限し、または中止した延べ時間数1時間ごとに0.2パーセントと

いたします。

(ハ) 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合は、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てます。

なお、制限時間については、次により修正したうえで合計いたします。

a 需要電力を制限した場合

$$H' = H \times \frac{D-d}{D}$$

H' = 修正時間(10分未満となる場合も延べ時間に算入いたします。)

H = 制限時間

D = 契約電力

d = 制限時間中の需要電力の最大値

b 使用電力量を制限した場合

$$H' = H \times \frac{A-B}{A}$$

H' = 修正時間

H = 制限時間

A = 制限指定時間中の基準となる電力量(お客さまの平常操作時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量といたします。)

B = 制限時間中の使用電力量

c 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、aによる修正時間またはbによる修正時間のいずれか大きいものによります。

(2) (1)による延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1月につき1日を限って計算に入れません。この場合の1月につき1日とは、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間といたします。

(3) 臨時電力、自家発補給電力A、自家発補給電力Bおよび予備電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料

金を算定いたします。

44 損害賠償の免責

- (1) 10（供給の開始）(2)によって需給開始日を変更した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (2) 42（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または50（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 38（供給の停止）によって停止のための適当な処置を行なう旨を文書等によりお客さまにお知らせした場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) その他当社の責めとならない理由により事故が生じた場合には、当社は、お客さまが受けた損害について賠償の責めを負いません。

45 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修 理 費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

VI 契約の変更および終了

46 需給契約の変更

お客さままたは当社が電気の需給契約の変更を必要とする場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

47 名義の変更

新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、その旨を当社へ文書により申し出ていただきます。

48 需給契約の廃止

(1) お客さまが電気の需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、相手方に通知するものといたします。

当社は、原則として、あらかじめ定めた廃止期日に、当社の供給設備またはお客さまの電気設備において、需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。

(2) 需給契約は、50（解約等）および次の場合を除き、あらかじめ定めた廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

49 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由

による場合を除きます。

(1) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、当社の託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）に準じて算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては、該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の20パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにともない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。

(2) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで需給契約を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から需給契約の消滅日の前日までの期間の料金について、契約電力を増加された日の前日の契約電力を上回る契約電力分につき、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、当社の託送供給等約款（当社が託送供給等約款を変更した場合には、変更後の託送供給等約款によります。）に準じて算定した接続送電サービス料金（予備電力を契約されているお客さまについては、該当する予備送電サービス料金を含みます。）に相当する金額の20パーセントに相当する金額は申し受けないものといたします。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（業務用季節別

時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合、その期間の時間帯別の使用電力量といたします。)について、増加前の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約電力を増加されたことにもない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、お客さまがその供給設備を引き続き同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1年以上になる場合には、その供給設備のうち1年以上利用される契約電力に見合う部分については、工事費を精算いたしません。

(3) 契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を新たに設定された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分につき、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量（業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合、その期間の時間帯別の使用電力量といたします。)について、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にもない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、64（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにもない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と新たに設定されたことにもない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(4) 契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約電力を増加された日から契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日以降の契約電力を上回る契約電力分（減少される日以降の契約電力が増加された日の前日の契約電力を下回る場合は、増加

された日の前日の契約電力を上回る契約電力分といたします。)につき、さかのぼって臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量(業務用季節別時間帯別電力または季節別時間帯別電力のお客さまの場合、その期間の時間帯別の使用電力量といたします。)について、減少後の契約電力を上回る契約電力分(減少後の契約電力が増加前の契約電力を下回る場合は、増加前の契約電力を上回る契約電力分といたします。)と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約電力に見合う部分について、64(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

なお、減少にともない供給電圧を変更する場合は、お客さまが契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、64(臨時工事費)の臨時工事費として算定される金額およびお客さまが契約電力を減少されることにともない新たに施設する供給設備について工事費負担金として算定される金額の合計と増加にともない既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(5) (1)イただし書または(2)イただし書に該当するお客さまが、需給契約の消滅日以降に(1)または(2)に該当する契約電力の新たな設定または増加に見合う契約電力分の供給設備の利用期間が1年以上とならないことが明らかになった場合には、(1)または(2)に準じて算定される料金の精算額と既に申し受けた料金の精算額との差額を申し受けます。

(6) (1)ロただし書または(2)ロただし書に該当するお客さまが、需給契約の消滅日以降に契約電力の新たな設定または増加の日からの供給設備の利用期間が1年以上とならないことが明らかになった場合には、(1)または(2)に準じて算定される工事費の精算額を申し受けます。

(7) 15(業務用電力)(4)イ、16(業務用季節別時間帯別電力)(4)イ、17(高压電力)(1)ニまたは18(季節別時間帯別電力)(1)ニによって契約電力を定めるお客さまが、契約受電設備を新たに設定し、または契約受電設備の総容量を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または15(業務用電力)(4)イ(イ)c、16(業務用季節別時間帯別電力)(4)イ(イ)c、17(高压電力)(1)ニ(イ)cもしくは18(季節別時間帯別電力)(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとする場合は、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう契約電力を新たに設定された日は、契約

受電設備を新たに設定された日とし、契約電力を増加された日は、契約受電設備の総容量を増加された日とし、契約電力を減少される日は、15（業務用電力）(4)イ(イ)c、16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ(イ)c、17（高圧電力）(1)ニ(イ)cまたは18（季節別時間帯別電力）(1)ニ(イ)cにより契約電力を減少しようとする日といたします。

50 解 約 等

- (1) 38（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。
- (2) お客さまが、48（需給契約の廃止）(1)による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

51 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

52 需給地点および施設

- (1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。
- (2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。
 - イ 山間地にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合
 - ロ 当社の立ち入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合
 - ハ 1 建物内の2以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。
 - ニ 54（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合
 - ホ 技術上、経済上やむをえない場合で、お客さまが受電設備等を共用して電気の供給を受けるとき。
 - ヘ その他特別の事情がある場合
- (3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込みにより電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。
- (4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社は付帯設備を無償で使用できるものといたします。

53 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取

付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。

- (2) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が補助支持物を無償で使用できるものといたします。

54 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を無償で使用できるものといたします。

なお、この場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きよ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物（ π 引込みの場合のケーブルの引込みおよび引出しのために施設されるものを含みます。）

ロ お客さまの土地または建物に施設される基礎ブロック（接続装置を固定するため

のものをいいます。) およびハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客さまの希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないます。この場合、当社は、60(特別供給設備の工事費負担金)の工事費負担金を申し受けます。

55 接続引込線等

当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線(1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。)または共同引込線(2 以上の需給契約に対して1 引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。)による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をお客さまの土地または建物に施設することがあります。

なお、お客さまの電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

56 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行ないます。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

57 計量器等の取付け

- (1) 料金の算定上必要な計量器(電力量計, 30分最大需要電力計, 無効電力量計等をいいます。), その付属装置(計量器箱, 変成器, 変成器箱, 変成器の2次配線, 通信装置, 通信回線等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

- (2) 計量器, その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検

針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。

58 専用供給設備

(1) 当社は，次の場合には，60（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 37（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は，需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤，継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし，特別の事情がある場合は，供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) (2)において，開閉所は，変電所とみなします。

(4) 当社は，供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし，(1)イの場合は，次に該当する場合で，いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で，いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望されるとき。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ 工事費の負担

59 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備および予備供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル、地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	3,410円00銭
地中配電設備の場合	超過こう長1メートルにつき	26,950円00銭

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント、地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたします。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次により算定いたします。

$$\begin{aligned} & \text{架空配電設備の超過こう長} = \\ & \text{架空配電設備の工事こう長} - \left[\begin{array}{l} \text{地中配電設備の無償こう長} \\ - \text{地中配電設備の工事こう長} \end{array} \right] \\ & \quad \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表 11（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合とは、負荷設備の総容量の増加にともない低圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに高圧で電気の供給を受ける場合を含みます。

なお、15（業務用電力）(4)イ、16（業務用季節別時間帯別電力）(4)イ、17（高圧電力）(1)ニまたは18（季節別時間帯別電力）(1)ニによって契約電力が定められている場合は、契約受電設備の総容量が増加する場合といたします。

60 特別供給設備の工事費負担金

(1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気

を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。)で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

イ お客様の希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(イ) お客様への供給に必要な標準設計をこえる電線または支持物等を施設する場合

(ロ) 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合

(ハ) その他お客様への供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も 59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

ロ 架空配電設備で供給できるにもかかわらず、お客様の希望によって地中配電設備を施設する場合は、(イ)または(ロ)の金額

(イ) 標準設計工事費をこえる金額

なお、この場合も、59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

(ロ) 需給地点が行政庁から認可、認定等を受けている市街地開発事業等（都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業をいいます。）に係る区域の場合は、(イ)にかかわらず、その工事費の全額からケーブル、変圧器、開閉器等の工事費を差し引いた金額

ハ 58（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、58（専用供給設備）

(2)によるものといたします。

(2) お客様が 20（自家発補給電力A）、21（自家発補給電力B）または 22（予備電力）によって新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに予備供給設備を施設するときには、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、59（一般供給設備の工事費負担金）(2)に準ずるものといたします。ただし、予備供給設備を専用供給設備として施設する場合は、58（専用供給設備）(2)によるものといたします。

61 供給設備を変更する場合の工事費負担金

(1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する次のいずれかの場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを含みます。また、お客さまとの電気需給に直接関係する場合には、56（引込線の接続）または57（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けま

- イ 供給電圧を変更する場合
- ロ 配電線路を切り替える場合
- ハ 架空配電設備を地中配電設備に変更する場合
- ニ その他供給設備を変更する場合

(2) 37（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を新たに施設または変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けま

62 特別供給設備等の工事費の算定

60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

(1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

- イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。
- ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。）によって算定いたします。
- ハ 諸掛りには、測量監督費、諸経費、補償費、建設分担関連費およびその他の費用を含みます。

(イ) 土地費（電気事業会計規則に定められた固定資産土地として計上される金額）は、工事費に計上いたしません。ただし、架空配電線路の経過地に地役権を設定

する場合には、その対価の50パーセントに相当する金額は工事費に計上いたしますが、登録免許税、印紙税、登記手数料等地役権の登記に要する費用は工事費に計上いたしません。

- (ロ) 架空配電線路の経過地に建造物の構築、竹木の植栽等電線路に支障を及ぼす行為を行わないことを条件とする補償契約を締結する場合は、その線下補償費の50パーセントに相当する金額を工事費に計上いたします。
 - (ハ) 補償費中残地補償費は、それが明確に区分されている場合に限り工事費に計上いたします。
 - (ニ) 建設分担関連費は、電気事業会計規則に定められた電気事業固定資産に振り替えられる範囲に限り工事費に計上いたします。
- ニ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。
- ホ お客様の希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、64（臨時工事費）に準じて算定いたします。
- (2) お客様が標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。
 - (3) 60（特別供給設備の工事費負担金）(1)イまたはロ(イ)の場合で、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
 - (4) 予備供給設備の工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合は、(1)または(2)にかかわらず、その工事費を59（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。
 - (5) 工事費を当社が定める単位当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められる場合（(3)または(4)の場合を除きます。）は、(1)または(2)にかかわらず、工事費を当該金額にもとづいて算定いたします。

(6) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

(7) 特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合（新たに電気を使用される場合で、当該電気を使用される前から引き続き当社の供給設備を利用され、かつ、下位の供給電圧に変更されるときを除きます。）で、これにともない当社が新たに供給設備を施設するときには、当社は、59（一般供給設備の工事費負担金）または60（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、この場合の工事費負担金は、60（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準じて算定いたします。

63 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

(2) お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。

(3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。

イ 59（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 60（特別供給設備の工事費負担金）（59〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものといたします。）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

(4) 当社は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備の使用開始後10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

(5) 工業団地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される59（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。

64 臨時工事費

(1) 19（臨時電力）の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

(2) 臨時工事費は、次の算式により算定した金額といたします。

$$\begin{aligned} \text{臨時工事費} &= \text{新設材料費} - \text{撤去後の資材の残存価額} + \text{新設工費} + \text{撤去工費} \\ &\quad + \text{諸掛り} \end{aligned}$$

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

- (3) 臨時工事費を申し受ける場合は、59（一般供給設備の工事費負担金）、60（特別供給設備の工事費負担金）および61（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (4) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、59（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (5) 臨時工事費の精算は、63（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合に準ずるものといたします。

65 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けません。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

66 工事費等に関する契約書の作成

工事費等に関する必要な事項について、原則として工事着手前に、契約書を作成いたします。

区 保 安

67 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備（当社が所有権を有しない設備を除きます。）および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

68 保安等に対するお客さまの協力

(1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。

イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

(2) お客さまが、当社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、当社が保安上必要と認めるときは、その期間について、当社は、(1)に準じて、適切な処置をいたします。

(3) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

(4) 当社は、必要に応じて供給開始に先だち、受電電力をしゃ断する開閉器の操作方法等について、お客さまと協議を行ないます。

附 則

1 この離島約款の実施期日

この離島約款は、2022年4月12日から実施いたします。

2 供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い

使用電力量または最大需要電力は、26（使用電力量等の計量）(4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、使用電力量または最大需要電力は、計量された使用電力量または最大需要電力を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

3 供給電気方式および供給電圧についての特別措置

供給電気方式および供給電圧については、当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、当分の間、本則にかかわらず交流3相3線式標準電圧3,000ボルトで供給することがあります。この場合において、料金その他の供給条件は、標準電圧6,000ボルトで電気の供給を受ける場合に準ずるものといたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月1日から翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。

また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいた直後の5月1日から翌年の4月30日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日の前日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」

といいます。)を差し引いたものいたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (21,900\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が21,900円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される

電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月1日から6月30日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月1日から7月31日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月1日から8月31日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月1日から9月30日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月1日から10月31日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月1日から11月30日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月1日から12月31日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月1日から1月31日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月1日から2月28日までの期間（閏年の場合は、2月29日までの期間）
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月1日から3月31日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から4月30日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月1日から5月31日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1キロワット時につき	15銭2厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に揭示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

(1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

(2) 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、同一業種の1回路当たりの平均負荷設備容量にもとづき、契約負荷設備の総容量（入力）を算定いたします。

4 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 150パーセント	管灯の定格消費電力(ワット) × 125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力(ワット) × 200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧(ボルト)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリムラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入 力(ボルトアンペア)	入 力(ワット)
999 以下	40	40
1,149 "	60	60
1,556 "	70	70
1,759 "	80	80
2,368 "	100	100

ニ 水 銀 灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入 力(ボルトアンペア)		入 力(ワット)
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 "	80	170	70
80 "	100	190	90
100 "	150	200	130
125 "	160	290	145
200 "	250	400	230
250 "	300	500	270
300 "	350	550	325
400 "	500	750	435
700 "	800	1,200	735
1,000 "	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力(ワット)	換 算 容 量		入力(ワット)
	入 力(ボルトアンペア)		
	高力率型	低力率型	
35 以下	—	160	出力(ワット) ×133.0 パーセント
45 "	—	180	
65 "	—	230	
100 "	250	350	
200 "	400	550	
400 "	600	850	
550 "	900	1,200	
750 "	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

契約負荷設備	換 算 容 量 (入力〔キロワット〕)
低 圧 誘 導 電 動 機	出力(馬力) × 93.3パーセント
	出力(キロワット) × 125.0パーセント
高 圧 誘 導 電 動 機	出力(馬力) × 87.8パーセント
	出力(キロワット) × 117.6パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別 (携帯型および移動型を含みます。)	最高定格管電圧 (キボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (リアペア)	換算容量(入力) (キボルトペア)
治療用装置			定格1次最大入力(キボルトペア)の値といたします。
診察用装置	95キボルトピーク以下	20リアペア以下	1
		20リアペア超過 30リアペア以下	1.5
		30 " 50 "	2
		50 " 100 "	3
		100 " 200 "	4
		200 " 300 "	5
		300 " 500 "	7.5
		500 " 1,000 "	10
	95キボルトピーク超過 100キボルトピーク以下	200リアペア以下	5
		200リアペア超過 300リアペア以下	6
		300 " 500 "	8
		500 " 1,000 "	13.5
	100キボルトピーク超過 125キボルトピーク以下 125キボルトピーク超過 150キボルトピーク以下	500リアペア以下	9.5
		500リアペア超過 1,000リアペア以下	16
500リアペア以下		11	
500リアペア超過 1,000リアペア以下		19.5	
蓄電器 放電式 診察用装置	コンデンサ容量	0.75マイクロファラッド以下	1
		0.75マイクロファラッド超過 1.5 "	2
		1.5 " 3 "	3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{ パーセント}$$

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

5 契約受電設備容量の算定

単相変圧器を結合して使用する場合の契約受電設備の群容量（キロボルトアンペア）は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) Δまたは Y 結線の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 3$$

(2) V 結線（同容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{単相変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \times 0.866$$

(3) 変則 V 結線（異容量変圧器）の場合

$$\text{群容量} = \text{電灯電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）} - \text{電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）} + \text{電力用変圧器容量（キロボルトアンペア）} \times 2 \\ \times 0.866$$

6 平均力率の算定

(1) 平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{平均力率 (パーセント)} = \frac{\text{有効電力量}}{\sqrt{(\text{有効電力量})^2 + (\text{無効電力量})^2}} \times 100$$

有効電力量および無効電力量の計量については、26 (使用電力量等の計量) (1), (3), (4), (7)イおよび(8)に準ずるものといたします。ただし、有効電力量の値が零となる場合の平均力率は、85パーセントとみなします。

(2) 有効電力量または無効電力量は、26 (使用電力量等の計量) (4)にかかわらず、当分の間、やむをえない場合には、供給電圧と異なった電圧で計量いたします。この場合、有効電力量または無効電力量は、計量された有効電力量または無効電力量を、供給電圧と同位にするために原則として3パーセントの計量損失率によって修正したものといたします。

7 契約電力等の算定方法

高圧で電気の供給を受ける臨時電力のお客さまで、契約電力が500キロワット未満の場合の契約電力は、次の(1)の値と(2)の値のうち、いずれか小さいものといたします。

(1) 契約負荷設備によってえた値

契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次のイの係数を乗じてえた値の合計にロの係数を乗じてえた値といたします。

なお、電灯または小型機器について差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、契約負荷設備の入力を別表3（契約負荷設備の総容量の算定）(1)（この場合、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に準じて算定いたします。

イ 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のもの入力につき	90パーセント

ただし、電灯または小型機器は、その全部を1台の契約負荷設備とみなします。

ロ イによってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
次の100キロワットにつき	70パーセント
次の150キロワットにつき	60パーセント
次の200キロワットにつき	50パーセント
500キロワットをこえる部分につき	30パーセント

(2) 契約受電設備によってえた値

契約受電設備の総容量（単相変圧器を結合して使用する場合は、別表5〔契約受電設備容量の算定〕によって算定された群容量によります。）と受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備の総入力（出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表4〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）との合計（この場合、契約受電設備の総容量については、1ボルトアンペアを1ワットとみなします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。

最初の50キロワットにつき	80パーセント
次の50キロワットにつき	70パーセント
次の200キロワットにつき	60パーセント
次の300キロワットにつき	50パーセント
600キロワットをこえる部分につき	40パーセント

ただし、次の変圧器は、契約受電設備の総容量の算定の対象といたしません。

- イ 2次側に契約負荷設備が直接接続されていない変圧器
- ロ 2次側に受電電圧と同位の電圧で使用する契約負荷設備が接続されている変圧器
- ハ 電圧を契約負荷設備の使用電圧と同位の電圧に変更する変圧器の2次側に接続されている変圧器（ロに該当する変圧器の2次側に接続されている変圧器を除きます。）
- ニ 予備設備であることが明らかな変圧器

8 使用電力量等の協定

使用電力量または最大需要電力を協議によって定める（以下「協定」といいます。）
場合の基準は、次によります。

(1) 使用電力量の協定

原則として次のいずれかの値といたします。

イ 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

(イ) 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(ロ) 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

ハ 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ニ 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、57（計量器等の取付け）に準ずるものとしていたします。

ホ 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- (イ) お客様の申出により測定したときは、申出の日の属する月
 - (ロ) 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月
- (2) 最大需要電力の協定
- (1)に準ずるものといたします。

9 日割計算の基本算式

- (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、27（料金の算定）(1)ハまたはニに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

- (イ) 27（料金の算定）(1)イ、ハまたはニの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

- (ロ) 27（料金の算定）(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

(3) 25（料金の算定期間）(2)の場合は、(1)イにいう検針期間の日数は、計量期間の日数といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

(5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

10 休 日 等

この離島約款において、休日等とは、次の日をいいます。

日 曜 日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1月2日

1月3日

1月4日

5月1日

5月2日

12月30日

12月31日

11 標準設計基準

(1) 適用

イ この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計工事費の算定に適用いたします。

ロ この基準に明記していない事項については、電気設備に関する技術基準その他関係法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によることといたします。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたい場合で特別な施設を要する場合は、ロにかかわらず技術的に適当と認められる特殊な設計によるものとし、この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高压電線路

イ 一般基準

(イ) 電圧降下の許容限度

高压電線路（需給地点から需給地点に最も近い発変電所の引出口までの電線路）における電圧降下の許容限度の標準は、次によります。

公称電圧 地域区分	高 圧	
	3, 300ボルト	6, 600ボルト
都市域	——	300ボルト
その他	300ボルト	600ボルト

(ロ) 経過地

高压電線路の経過地は、地形その他を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるよう選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高压電線路は、架空電線路といたします。ただし、架空電線路を施設することが法令上不可能な場合、または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著し

く 困難な場合には、他の方法によります。

ロ 高圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧架空電線路は、単独の電線路の新設、他の高圧架空電線路との併架、電線の張替え、または負荷分割のうち、線路の保守、保安上支障のない範囲で最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合の回線数は、原則として1回線といたします。

c 併架の場合の1配電線路の回線数は、既設電線も含めて2回線を限度といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧架空電線路の支持物は、原則として鉄筋コンクリート柱といたします。ただし、技術上、経済上適当でない場合は、他の支持物を使用いたします。

(ハ) 標準径間

高圧架空電線路の標準径間は、40メートルから50メートルといたします。

(ニ) 支持物の長さ

高圧架空電線路の支持物の長さは、次によります。ただし、施設場所の状況により根入れ、電線の弛度、装柱、交差、接近、引込線、前後の支持物の高さ等の関係からやむをえない場合は、この長さ以外のものとする場合があります。

支持物の長さ（メートル）	10, 12
--------------	--------

(ホ) が い し

高圧架空電線路のがいしは、次によります。

電 圧 \ 使用箇所	引 通 箇 所	引 留 箇 所
高 圧	高圧中実がいし 高圧ピンがいし	高圧耐張がいし

(ヘ) 装 柱

高圧架空電線路の装柱は、複雑にならないように考慮し、水平配列といたします。ただし、他物との離隔距離確保のため特殊装柱とすることがあります。

(ト) 電線の種類および太さ

- a 電線は、高圧絶縁電線を使用いたします。
- b 電線の太さは、許容電流、電圧降下、機械的強度および法令上の制限等を考慮して、次の中から選定いたします。ただし、技術上、経済上不適当な場合は、架空ケーブル等、他の適当な電線を使用いたします。

電線種別および太さ			許容電流(アンペア)
			高圧絶縁電線 (架橋ポリエチレン絶縁電線)
銅	単線	5.0 ミリメートル	142
アルミ	より線	120 平方ミリメートル	308
		240 平方ミリメートル	512

(チ) 開閉器の施設

高圧架空電線路の系統操作および保守のために、必要な箇所には開閉器を施設いたします。

(リ) 耐雷施設

高圧架空電線路には、避雷器、架空地線等の耐雷上必要な設備を施設いたします。

(ヌ) 耐塩施設

塩害地域に施設する高圧架空電線路の機器および材料は、耐塩構造のものを使用いたします。

ハ 高圧地中電線路

(イ) 施設方法

高圧地中電線路の施設方法は、施設環境等を考慮し、技術上支障のない範囲で、管路式、暗きょ式、開きょ式または直埋式の中から選定いたします。

(ロ) ケーブルの選定

高圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、電圧降下および施設方法等を考慮し、次の中から選定いたします。

電 圧	種 類	公称断面積 (平方ミリメートル)
高 圧	CVTケーブル (6,600ボルトトリプレックス形架橋 ポリエチレン絶縁ビニルシース電力ケーブル)	22, 60, 150, 250, 325, 400

(ハ) 開閉器の施設

- a 多回路開閉器は、高圧線を分岐する場合に施設いたします。

b 高圧引込開閉器は、高圧で供給を受けるお客さまへπ引込により供給する場合に施設いたします。

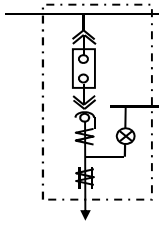
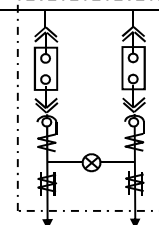
(3) 変電設備

イ 一般基準

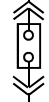


電線路の引出口設備は、その変電所の他の引出口設備および関連設備に準じて施設いたします。

ロ 結線法

結線および主要機器取付台数の標準は、次のとおりといたします。

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数
公称電圧 6,600ボルト または 3,300ボルト	補助 母線 付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面
	切替 断路器 付き		配電箱 しゃ断器 断路器 変流器 零相変流器 配電盤	1 個 1 台 1 組 1 組 1 台 1 面

(凡例)

引出形 しゃ断器	断路器	変 流 器 (ブッシング形)	零相変流器
			

ハ シャ断器

- (イ) シャ断器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定格電流 (アンペア)	定格シャ断 電流(アンペア)	形 式
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	真空形

ニ 断 路 器

- (イ) 断路器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、次の中から必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

公称電圧 (ボルト)	定格電圧 (ボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間耐電流 (アンペア)	形 式
6,600 または 3,300	7,200	600	12,500	三極単投

ホ 変 流 器

- (イ) 変流器は、当社が一般的に使用しているものの中で、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流および現に構成され、また将来構成されることが予想されている系統構成の短絡電流の計算値から判断して、必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 将来の系統構成は、地域の実態により5年から10年程度先を目標といたします。

へ 配電盤

配電盤は、原則として電流計、しゃ断器操作用ハンドルおよび運転に必要な器具を取り付けます。また、必要に応じ、電力計、電圧計および無効電力計等を取り付けます。

なお、無人変電所の場合は、当該設備の遠隔監視制御装置を取り付けます。

ト 保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合は、自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお、原則として、各線路には自動再閉路継電装置を施設し、必要な箇所には母線保護継電装置を取り付けます。

電気事業法施行規則第31条第2項の規定に基づく添付書類

- 1 変更を必要とする理由
- 2 離島等供給約款の変更の内容および新旧対比表

北陸電力送配電株式会社

1 変更を必要とする理由

変更を必要とする理由

このたび当社は、第45回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会（2022年2月25日開催）において、1 需要場所複数引込みの適用対象の整理がなされ、当該整理が電気事業法施行規則に反映されたことにともない、当該内容を供給条件に反映するべく、離島等供給約款を変更することといたしました。

つきましては、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、ここに離島等供給約款の変更を届け出る次第であります。

2 離島等供給約款の変更の内容および 新旧対比表

離島等供給約款の変更の内容

離島等供給約款の変更につきましては、1 需要場所複数引込みの適用対象について整理がなされたことを踏まえ、必要となる変更を行なうとともに、その他の今日の見直しをいたしました。

離島等供給約款[低圧用]変更届出申請内容（現行規定との比較）

離島供給約款[低圧用] (2022. 4. 1 実施)	離島等供給約款[低圧用] (2022. 4. 12 実施)
<p data-bbox="241 475 1010 663">離 島 供 給 約 款 [低 圧 用]</p> <p data-bbox="398 916 862 959">2 0 2 2 年 4 月 1 日 実 施</p> <p data-bbox="362 1326 891 1374">北陸電力送配電株式会社</p>	<p data-bbox="1279 475 2047 663">離 島 等 <u>供 給 約 款</u> [低 圧 用]</p> <p data-bbox="1413 916 1921 959">2 0 2 2 年 4 月 <u>1 2</u> 日 実 施</p> <p data-bbox="1400 1326 1928 1374">北陸電力送配電株式会社</p>

離島供給約款[低圧用] (2022. 4. 1 実施)

離島等供給約款[低圧用] (2022. 4. 12 実施)

離島供給約款
[低圧用]

離島等供給約款
[低圧用]

目 次

目 次

I 総 則	1
1 適 用	1
2 離島供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	3
II 契約の申込み	4
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	6
10 供 給 の 開 始	7
11 供 給 の 単 位	7
12 承 諾 の 限 界	8
13 需給契約書の作成	8
III 契約種別等および料金	9
14 契 約 種 別	9
15 定 額 電 灯	10
16 従 量 電 灯	11
17 時 間 帯 別 電 灯	16
18 季節別時間帯別電灯Ⅰ	21
19 季節別時間帯別電灯Ⅱ	27
20 高 負 荷 率 電 灯	33
21 臨 時 電 灯	35
22 公 衆 街 路 灯	38
23 低 圧 電 力	42
24 低 圧 電 力 Ⅱ	45
25 低圧季節別時間帯別電力	46
26 臨 時 電 力	48

I 総 則	1
1 適 用	1
2 離島等供給約款の届出および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	3
II 契約の申込み	4
6 需給契約の申込み	4
7 需給契約の成立および契約期間	4
8 需 要 場 所	5
9 需給契約の単位	7
10 供 給 の 開 始	7
11 供 給 の 単 位	7
12 承 諾 の 限 界	8
13 需給契約書の作成	8
III 契約種別等および料金	9
14 契 約 種 別	9
15 定 額 電 灯	10
16 従 量 電 灯	11
17 時 間 帯 別 電 灯	16
18 季節別時間帯別電灯Ⅰ	21
19 季節別時間帯別電灯Ⅱ	27
20 高 負 荷 率 電 灯	33
21 臨 時 電 灯	35
22 公 衆 街 路 灯	38
23 低 圧 電 力	42
24 低 圧 電 力 Ⅱ	45
25 低圧季節別時間帯別電力	46
26 臨 時 電 力	48

離島供給約款[低圧用] (2022. 4. 1 実施)		離島等供給約款[低圧用] (2022. 4. 12 実施)	
2 7	農 事 用 電 力	50	50
2 8	深 夜 電 力	54	54
2 9	ホワイトプラン電力	61	61
3 0	低圧蓄熱調整契約	70	70
3 1	蓄熱ピーク時間調整契約	72	72
IV	料金の算定および支払い	74	74
3 2	料金の適用開始の時期	74	74
3 3	検 針 日	74	74
3 4	料金の算定期間	74	74
3 5	使用電力量の計量	75	75
3 6	料 金 の 算 定	78	78
3 7	日 割 計 算	79	79
3 8	料金の支払義務および支払期日	79	79
3 9	料金その他の支払方法	80	80
4 0	延 滞 利 息	82	82
4 1	保 証 金	83	83
V	使用および供給	84	84
4 2	適正契約の保持	84	84
4 3	力 率 の 保 持	84	84
4 4	需要場所への立入りによる業務の実施	84	84
4 5	電気の使用にともなうお客さまの協力	85	85
4 6	供 給 の 停 止	85	85
4 7	供給停止の解除	87	87
4 8	供給停止期間中の料金	87	87
4 9	違 約 金	87	87
5 0	供給の中止または使用の制限もしくは中止	87	87
5 2	制限または中止の料金割引	88	88
5 2	損害賠償の免責	89	89
5 3	設 備 の 賠 償	89	89
VI	契約の変更および終了	90	90
5 4	需給契約の変更	90	90
5 5	名 義 の 変 更	90	90
5 6	需給契約の廃止	90	90
5 7	需給開始後の需給契約の廃止または変更にともなう料金および 工事費の精算	90	90
5 8	解 約 等	92	92
5 9	需給契約消滅後の債権債務関係	93	93

離島供給約款[低圧用] (2022. 4. 1 実施)		離島等供給約款[低圧用] (2022. 4. 12 実施)	
VII 供給方法および工事	94	VII 供給方法および工事	94
60 需給地点および施設	94	60 需給地点および施設	94
61 架空引込線	94	61 架空引込線	94
62 地中引込線	95	62 地中引込線	95
63 接続引込線等	96	63 接続引込線等	96
64 中高層集合住宅等への供給方法	97	64 中高層集合住宅等への供給方法	97
65 引込線の接続	97	65 引込線の接続	97
66 計量器等の取付け	97	66 計量器等の取付け	97
67 電流制限器等の取付け	98	67 電流制限器等の取付け	98
68 専用供給設備	98	68 専用供給設備	98
VIII 工事費の負担	100	VIII 工事費の負担	100
69 一般供給設備の工事費負担金	100	69 一般供給設備の工事費負担金	100
70 特別供給設備の工事費負担金	102	70 特別供給設備の工事費負担金	102
71 供給設備を変更する場合の工事費負担金	102	71 供給設備を変更する場合の工事費負担金	102
72 特別供給設備等の工事費の算定	103	72 特別供給設備等の工事費の算定	103
73 工事費負担金の申受けおよび精算	104	73 工事費負担金の申受けおよび精算	104
74 臨時工事費	105	74 臨時工事費	105
75 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	106	75 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	106
IX 保安	107	IX 保安	107
76 保安の責任	107	76 保安の責任	107
77 調査	107	77 調査	107
78 調査等の委託	107	78 調査等の委託	107
79 調査に対するお客さまの協力	107	79 調査に対するお客さまの協力	107
80 保安に対するお客さまの協力	108	80 保安に対するお客さまの協力	108
81 検査または工事の受託	108	81 検査または工事の受託	108
82 自家用電気工作物	109	82 自家用電気工作物	109
附 則	110	附 則	110
別 表	113	別 表	113

離島供給約款[低圧用] (2022. 4. 1 実施)

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は、この離島供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。
- 石川県：舳倉島

2 離島供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の離島供給約款[低圧用]によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
- (9) 契約容量

離島等供給約款[低圧用] (2022. 4. 12 実施)

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、低圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は、この離島等供給約款[低圧用]（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。
- 石川県：舳倉島

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第 21 条第 1 項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の離島等供給約款[低圧用]によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧 6,000 ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 契約負荷設備
契約上使用できる負荷設備をいいます。
- (7) 契約主開閉器
契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。
- (8) 契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。
- (9) 契約容量

離島供給約款[低圧用](2022.4.1実施)	離島等供給約款[低圧用](2022.4.12実施)
<p>契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。</p> <p>(10) 契約電力 契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。</p> <p>(11) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(12) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(13) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。</p> <p>(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>	<p>契約上使用できる最大容量(キロボルトアンペア)をいいます。</p> <p>(10) 契約電力 契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。</p> <p>(11) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(12) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(13) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(14) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。</p> <p>(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p>
<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>8 需要場所</p> <p>(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。</p> <p>なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。</p> <p>(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。</p> <p>なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>イ 居住用の建物の場合</p>	<p style="text-align: center;">II 契約の申込み</p> <p>8 需要場所</p> <p>(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。</p> <p>なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に入出りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1構内をなすものとみなします。</p> <p>(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。</p> <p>なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。</p> <p>(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。</p> <p>イ 居住用の建物の場合</p>

離島供給約款[低圧用] (2022. 4. 1 実施)	離島等供給約款[低圧用] (2022. 4. 12 実施)
<p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。</p> <p>(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。</p> <p>ロ 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。</p> <p>ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。</p> <p>ニ その他</p> <p>構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。</p> <p>(4) (1)に定める1 構内または(2)に定める1 建物（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1 需要場所といたします。</p> <p>イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。</p> <p>(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。</p> <p>(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、44（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。</p> <p>ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、44（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ホ 特例区域等を1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。</p>	<p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。</p> <p>(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。</p> <p>(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。</p> <p>ロ 居住用以外の建物の場合</p> <p>1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたします。</p> <p>ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合</p> <p>1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。</p> <p>ニ その他</p> <p>構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。</p> <p>(4) (1)に定める1 構内、(2)に定める1 建物または(3)ニに定める施設場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にともない必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1 需要場所といたします。</p> <p>イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。</p> <p>(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。</p> <p>(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、44（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。</p> <p>ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。</p> <p>ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、44（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。</p> <p>ホ 特例区域等を1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。</p>

Ⅲ 契約種別等および料金

Ⅲ 契約種別等および料金

19 季節別時間帯別電灯Ⅱ

19 季節別時間帯別電灯Ⅱ

(4) 時間帯区分および休日等

(4) 時間帯区分および休日等

イ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間

(イ) 昼間時間

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

ただし、ロに定める日の該当する時間を除きます。

ただし、ロに定める日の該当する時間を除きます。

(ロ) 朝夕時間

(ロ) 朝夕時間

ロに定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびにロに定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

ロに定める日以外の毎日午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 10 時までの時間ならびにロに定める日の午前 8 時から午後 10 時までの時間をいいます。

(ハ) 夜間時間

(ハ) 夜間時間

昼間時間および朝夕時間以外の時間をいいます。

昼間時間および朝夕時間以外の時間をいいます。

ロ 休日等は、次の日といたします。

ロ 休日等は、次の日といたします。

(イ) 日曜日

(イ) 日曜日

(ロ) 1 月 1 日, 1 月の第 2 月曜日, 2 月 11 日, 4 月 29 日, 5 月 3 日, 5 月 4 日, 5 月 5 日, 7 月の第 3 月曜日, 9 月の第 3 月曜日, 10 月の第 2 月曜日, 11 月 3 日, 11 月 23 日および 12 月 23 日

(ロ) 1 月 1 日, 1 月の第 2 月曜日, 2 月 11 日, 4 月 29 日, 5 月 3 日, 5 月 4 日, 5 月 5 日, 7 月の第 3 月曜日, 9 月の第 3 月曜日, 10 月の第 2 月曜日, 11 月 3 日, 11 月 23 日および 12 月 23 日

(ハ) 各年ごとに定める次の日

(ハ) 各年ごとに定める次の日

2021 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
2022 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
2023 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
2024 年	3 月 20 日, 9 月 22 日
2025 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
2026 年	3 月 20 日, 9 月 22 日, 9 月 23 日
2027 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
2028 年	3 月 20 日, 9 月 22 日
2029 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
2030 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
2031 年	3 月 21 日, 9 月 23 日

2022 年	9 月 23 日
2023 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
2024 年	3 月 20 日, 9 月 22 日
2025 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
2026 年	3 月 20 日, 9 月 22 日, 9 月 23 日
2027 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
2028 年	3 月 20 日, 9 月 22 日
2029 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
2030 年	3 月 20 日, 9 月 23 日
2031 年	3 月 21 日, 9 月 23 日
2032 年	3 月 20 日, 9 月 22 日

(ニ) (ロ) または (ハ) に定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近い(ロ) または (ハ) でない日

(ニ) (ロ) または (ハ) に定める日が日曜日となる場合、その翌日以降でその日に最も近い(ロ) または (ハ) でない日

(ホ) 1 月 2 日, 1 月 3 日, 1 月 4 日, 5 月 1 日, 5 月 2 日, 12 月 30 日および 12 月 31 日

(ホ) 1 月 2 日, 1 月 3 日, 1 月 4 日, 5 月 1 日, 5 月 2 日, 12 月 30 日および 12 月 31 日

離島供給約款[低圧用] (2022. 4. 1 実施)	離島等供給約款[低圧用] (2022. 4. 12 実施)
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、2022年4月1日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、2022年4月12日から実施いたします。</p>
<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>回避可能費用</u>単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー</p>	<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および<u>インバランスリスク</u>単価等を定める告示により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。 ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。 なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (イ) 定額制供給の場合 a 定額電灯および公衆街路灯A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。 b 臨時電灯A、臨時電力、農事用電力Bおよび深夜電力A 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー</p>

離島供給約款[低圧用] (2022. 4. 1 実施)	離島等供給約款[低圧用] (2022. 4. 12 実施)
<p>一 発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p>	<p>一 発電促進賦課金単価といたします。</p> <p>(ロ) 従量制供給の場合 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>(ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものといたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日といたします。</p>

離島等供給約款[高圧用]変更届出申請内容（現行規定との比較）

離島供給約款[高圧用] (2022. 4. 1 実施)	離島等供給約款[高圧用] (2022. 4. 12 実施)
<p data-bbox="241 475 1010 663">離 島 供 給 約 款 [高 圧 用]</p> <p data-bbox="398 916 862 959">2 0 2 2 年 4 月 1 日 実 施</p> <p data-bbox="362 1358 891 1406">北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社</p>	<p data-bbox="1279 475 2047 663">離 島 等 <u>供 給 約 款</u> [高 圧 用]</p> <p data-bbox="1413 916 1921 959">2 0 2 2 年 4 月 <u>1 2</u> 日 実 施</p> <p data-bbox="1400 1358 1928 1406">北 陸 電 力 送 配 電 株 式 会 社</p>

離島供給約款[高圧用] (2022. 4. 1 実施)

離島供給約款
[高圧用]

目次

I 総則	1
1 適用	1
2 離島供給約款の届出および変更	1
3 定義	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目	4
II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需要場所	6
9 需給契約の単位	7
10 供給の開始	7
11 供給の単位	8
12 承諾の限界	8
13 需給契約書の作成	8
III 契約種別および料金	9
14 契約種別	9
15 業務用電力	9
16 業務用季節別時間帯別電力	13
17 高圧電力	17
18 季節別時間帯別電力	23
19 臨時電力	29
20 自家発補給電力A	31
21 自家発補給電力B	35
22 予備電力	39
IV 料金の算定および支払い	41
23 料金の適用開始の時期	41
24 検針日	41
25 料金の算定期間	41
26 使用電力量等の計量	41

離島等供給約款[高圧用] (2022. 4. 12 実施)

離島等供給約款
[高圧用]

目次

I 総則	1
1 適用	1
2 離島等供給約款の届出および変更	1
3 定義	1
4 単位および端数処理	3
5 実施細目	4
II 契約の申込み	5
6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需要場所	6
9 需給契約の単位	7
10 供給の開始	7
11 供給の単位	8
12 承諾の限界	8
13 需給契約書の作成	8
III 契約種別および料金	9
14 契約種別	9
15 業務用電力	9
16 業務用季節別時間帯別電力	13
17 高圧電力	17
18 季節別時間帯別電力	23
19 臨時電力	29
20 自家発補給電力A	31
21 自家発補給電力B	35
22 予備電力	39
IV 料金の算定および支払い	41
23 料金の適用開始の時期	41
24 検針日	41
25 料金の算定期間	41
26 使用電力量等の計量	41

離島供給約款[高圧用](2022.4.1実施)		離島等供給約款[高圧用](2022.4.12実施)	
27	料金の算定	43	43
28	日割計算	43	43
29	料金の支払義務および支払期日	44	44
30	料金その他の支払方法	44	44
31	延滞利息	45	45
32	保証金	45	45
V	使用および供給	47	47
33	適正契約の保持	47	47
34	契約超過金	47	47
35	力率の保持	47	47
36	需要場所への立入りによる業務の実施	48	48
37	電気の使用にともなうお客さまの協力	48	48
38	供給の停止	49	49
39	供給停止の解除	50	50
40	供給停止期間中の料金	50	50
41	違約金	50	50
42	供給の中止または使用の制限もしくは中止	50	50
43	制限または中止の料金割引	51	51
44	損害賠償の免責	53	53
45	設備の賠償	53	53
VI	契約の変更および終了	54	54
46	需給契約の変更	54	54
47	名義の変更	54	54
48	需給契約の廃止	54	54
49	需給開始後の需給契約の廃止または変更にとともなう料金および 工事費の精算	54	54
50	解約等	58	58
51	需給契約消滅後の債権債務関係	58	58
VII	供給方法および工事	59	59
52	需給地点および施設	59	59
53	架空引込線	59	59
54	地中引込線	60	60
55	接続引込線等	61	61
56	引込線の接続	61	61
57	計量器等の取付け	61	61
58	専用供給設備	62	62

離島供給約款[高圧用] (2022. 4. 1 実施)		離島等供給約款[高圧用] (2022. 4. 12 実施)	
VIII	工事費の負担	63	63
5 9	一般供給設備の工事費負担金	63	63
6 0	特別供給設備の工事費負担金	64	64
6 1	供給設備を変更する場合の工事費負担金	66	66
6 2	特別供給設備等の工事費の算定	66	66
6 3	工事費負担金の申受けおよび精算	68	68
6 4	臨時工事費	69	69
6 5	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	70	70
6 6	工事費等に関する契約書の作成	70	70
IX	保安	71	71
6 7	保安の責任	71	71
6 8	保安等に対するお客さまの協力	71	71
	附 則	72	72
	別 表	73	73
VIII	工事費の負担	63	63
5 9	一般供給設備の工事費負担金	63	63
6 0	特別供給設備の工事費負担金	64	64
6 1	供給設備を変更する場合の工事費負担金	66	66
6 2	特別供給設備等の工事費の算定	66	66
6 3	工事費負担金の申受けおよび精算	68	68
6 4	臨時工事費	69	69
6 5	需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け	70	70
6 6	工事費等に関する契約書の作成	70	70
IX	保安	71	71
6 7	保安の責任	71	71
6 8	保安等に対するお客さまの協力	71	71
	附 則	72	72
	別 表	73	73

離島供給約款[高圧用](2022.4.1実施)

離島等供給約款[高圧用](2022.4.12実施)

I 総 則

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は、この離島供給約款〔高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。
- 石川県：舩倉島

1 適 用

- (1) 当社が、高圧で電気の供給を受ける一般の需要（当社以外の者から電気の供給を受けている需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金および必要となるその他の供給条件は、この離島等供給約款〔高圧用〕（以下「この離島約款」といいます。）によります。
- (2) この離島約款は、当社の供給区域のうち次の離島に適用いたします。
- 石川県：舩倉島

2 離島供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の離島供給約款〔高圧用〕によります。

2 離島等供給約款の届出および変更

- (1) この離島約款は、電気事業法第21条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この離島約款を変更することがあります。この場合には、電気料金および必要となるその他の供給条件は、変更後の離島等供給約款〔高圧用〕によります。

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 付 帯 電 灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。
- イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
- ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯
- ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
- ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

3 定 義

次の言葉は、この離島約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。
- (4) 小 型 機 器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。
- (5) 動 力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。
- (6) 付 帯 電 灯
動力を使用するために直接必要な作業用の電灯その他これに準ずるものをいいます。
なお、その他これに準ずるものとは、動力機能を維持するために必要な次の電灯（小型機器を含みます。）等をいいます。
- イ 当該作業場の維持または運営のために使用する事務所の電灯
- ロ 当該作業場の保守および保安のために使用する守衛所の電灯および保安用外灯
- ハ 現場作業員のために必要な浴場、食堂または医療室の電灯
- ニ 当該作業場の案内のために使用する電灯

離島供給約款[高圧用](2022.4.1実施)	離島等供給約款[高圧用](2022.4.12実施)
<p>(7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(8) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。</p> <p>(10) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。</p> <p>(11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。</p> <p>(12) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(13) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(14) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表10(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(15) 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表10(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(16) 夜間時間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(18) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(19) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。</p> <p>(20) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p>	<p>(7) 契約負荷設備 契約上使用できる負荷設備をいいます。</p> <p>(8) 契約受電設備 契約上使用できる受電設備であって、受電電圧と同位の電圧を1次側電圧とする変圧器およびその2次側に施設される変圧器をいいます。</p> <p>(9) 契約電力 契約上使用できる最大電力(キロワット)をいいます。</p> <p>(10) 契約使用期間 契約上電気を使用できる期間をいいます。</p> <p>(11) 最大需要電力 需要電力の最大値であって、30分最大需要電力計により計量される値をいいます。</p> <p>(12) 夏季 毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。</p> <p>(13) その他季 毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。</p> <p>(14) ピーク時間 夏季の毎日午後1時から午後4時までの時間をいいます。ただし、別表10(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(15) 昼間時間 毎日午前8時から午後10時までの時間をいいます。ただし、ピーク時間および別表10(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。</p> <p>(16) 夜間時間 ピーク時間および昼間時間以外の時間をいいます。</p> <p>(17) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(18) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。</p> <p>(19) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。)をいいます。</p> <p>(20) 消費税等相当額 消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。</p>

II 契約の申込み

8 需要場所

(1) 当社は、1 構内をなすものは1 構内を、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1 建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1 需要場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1 構内をなすものとみなします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1 需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1 需要場所といたします。

(4) (1)に定める1 構内もしくは1 建物~~または~~(2)に定める隣接する複数の構内（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にとともに必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1 需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

II 契約の申込み

8 需要場所

(1) 当社は、1 構内をなすものは1 構内を、1 建物をなすものは1 建物を1 需要場所といたします。ただし、集合住宅等の1 建物内において、共用部分その他建物の使用上独立している部分がある場合は、その部分を1 需要場所とすることがあります。

なお、この場合において、構内とは、さく、へいその他の客観的なしゃ断物によって明確に区画された区域をいいます。また、建物とは、独立した建物をいいます。ただし、複数の発電設備等を隣接した構内に設置する場合は、正当な理由がない限り、1 構内をなすものとみなします。

(2) 隣接する複数の構内の場合で、それぞれの構内において営む事業の相互の関連性が高いときは、(1)にかかわらず、その隣接する複数の構内を1 需要場所とすることがあります。

(3) 道路その他公共の用に供せられる土地（(1)に定める構内または(2)に定める隣接する複数の構内を除きます。）において、街路灯等が設置されている場合は、その設置されている場所を1 需要場所といたします。

(4) (1)に定める1 構内もしくは1 建物、(2)に定める隣接する複数の構内または(3)に定める設置されている場所（以下「原需要場所」といいます。）において、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の利用者の利益に資する措置にとともに必要な設備を新たに使用する際に、当該設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからの申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、(1)、(2)または(3)にかかわらず、特例区域等を1 需要場所といたします。

イ 次の事項について、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）のお客さまの承諾をえていること。

(イ) 非特例区域等について、(1)、(2)または(3)に準じて需要場所を定めること。

(ロ) 当社が特例区域等における業務を実施するため、36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

ハ 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されていること。

ニ 当社が非特例区域等における業務を実施するため、36（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ホ 特例区域等を1 需要場所とすることが社会的経済的事情に照らし不適當でなく、他の電気の利用者の利益を著しく阻害するおそれがないこと。

離島供給約款〔高圧用〕(2022. 4. 1 実施)

離島等供給約款〔高圧用〕(2022. 4. 12 実施)

Ⅲ 契約種別および料金

Ⅲ 契約種別および料金

15 業務用電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客様の特別な事情、当社の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客様と当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別な事情がある場合で、お客様が希望される場合は、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。なお、当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客様については、適用いたしません。

16 業務用季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客様の特別な事情、当社の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客様と当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別な事情がある場合で、お客様が希望される場合は、契約電力が50キロワット未満

15 業務用電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客様の特別な事情、当社の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客様と当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別な事情がある場合で、お客様が希望される場合は、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島等供給約款〔低圧用〕（以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。なお、当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客様については、適用いたしません。

16 業務用季節別時間帯別電力

(1) 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要（たとえば、事務所、官公庁、学校、研究所、病院、新聞社、放送局、娯楽場、旅館、飲食店、商店、百貨店、倉庫、寺院、アパート、トンネル等があります。）で、契約電力が2,000キロワット未満（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計が2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。ただし、お客様の特別な事情、当社の供給設備の状況等からお客様が高圧で電気の供給を受けることを希望される場合は、お客様と当社との協議によって契約電力（自家発補給電力Aとあわせて契約する場合は、自家発補給電力Aの契約電力との合計といたします。）が2,000キロワット以上であるものについても適用することがあります。

イ 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別な事情がある場合で、お客様が希望される場合は、契約電力が50キロワット未満

離島供給約款〔高圧用〕(2022. 4. 1 実施)

であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島約款〔低圧用〕（当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

17 高圧電力

(1) 高圧電力A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕（当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

18 季節別時間帯別電力

(1) 季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕（当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合に

離島等供給約款〔高圧用〕(2022. 4. 12 実施)

であるものについても適用することがあります。

ロ 使用する電灯または小型機器について離島約款〔低圧用〕（当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

17 高圧電力

(1) 高圧電力A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕（当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合には、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。）16（従量電灯）(2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23（低圧電力）(4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。

なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。

18 季節別時間帯別電力

(1) 季節別時間帯別電力A

イ 適用範囲

高圧で電気の供給を受けて動力（付帯電灯を含みます。）を使用する需要で、契約電力が500キロワット未満（自家発補給電力Bとあわせて契約する場合は、契約電力が500キロワット未満であり、かつ、自家発補給電力Bの契約電力との合計が原則として2,000キロワット未満といたします。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものに適用いたします。

(イ) 契約電力が50キロワット以上であること。ただし、近い将来において契約負荷設備を増加される場合等特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときは、契約電力が50キロワット未満であるものについても適用することがあります。

(ロ) 使用する付帯電灯について離島約款〔低圧用〕（当社が離島約款〔低圧用〕を変更した場合に

離島供給約款〔高圧用〕(2022. 4. 1 実施)	離島等供給約款〔高圧用〕(2022. 4. 12 実施)
<p>は、変更後の離島供給約款〔低圧用〕によります。) 16 (従量電灯) (2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23 (低圧電力) (4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。</p> <p>なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。</p>	<p>は、変更後の離島等供給約款〔低圧用〕によります。) 16 (従量電灯) (2)ハまたは(3)ニを適用した場合の契約電流 (この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。) または契約容量 (この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。) と使用する動力について離島約款〔低圧用〕23 (低圧電力) (4)を適用した場合の契約電力との合計が原則として50キロワット以上であること。</p> <p>なお、この契約種別からこの契約種別以外の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、適用いたしません。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、2022年4月1日から実施いたします。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この離島約款の実施期日 この離島約款は、2022年4月12日から実施いたします。</p>
<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示</u> (以下「納付金単価を定める告示」といいます。) により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月1日から翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p style="text-align: center;">別 表</p> <p>1 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、<u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示</u> (以下「納付金単価を定める告示」といいます。) により定めます。</p> <p>なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月1日から翌年の4月30日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。</p> <p>なお、予備電力の場合、その1月の使用電力量につき、常時供給分の再生可能エネルギー発電促進賦課金とあわせて算定いたします。</p> <p>また、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>

離島供給約款[高圧用] (2022. 4. 1 実施)	離島等供給約款[高圧用] (2022. 4. 12 実施)
<p>ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいた直後の5月1日から翌年の4月30日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日の前日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>ロ お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客様から当社にその旨を申し出ていただいた直後の5月1日から翌年の4月30日（お客様の事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日の前日といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の<u>利用の促進</u>に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>